

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (過年度未登記対策の推進)</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記については、「過年度未登記土地の処理方針」に基づき年度毎、建設事務所毎に処理目標数を定め、処理を進めている。 しかし、過年度に取得した公共用地の未登記が平成 25 年度末現在で未だ 1,289,156.80 m²、4,933 筆あり、その多くが処理困難な案件である。 このため、未処理となっている原因の調査・分析や筆毎の処理難易度による再分類を実施し、今後の対策方針を定め、計画的に未登記対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(公共用地課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成 16 年度に策定した平成 17 年度以降の処理方針に基づき、案件毎のカルテ（平成 14 年度～平成 16 年度に作成）を活用し、引き続き計画的に未登記処理を行っています。</p> <p>(1) 処理目標 45 筆 前年度に引き続き、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記案件の処理に取り組みました。</p> <p>(2) 毎月の処理状況の把握・・・月毎の進捗状況を把握し、進行管理を行いました。</p> <p>(3) 未登記案件の分析・・・現状に適合した新たな処理の優先度区分による処理方針の策定に向け、公共用地課と各建設事務所が合同で案件毎の調査・分析作業を行いました（月4回程度）。</p> <p>(4) 未登記担当者会議・・・3回開催し、意見交換や情報共有を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 26 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、47 筆を処理しました。 しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や、相続問題等の権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、引き続き計画的に取組を進める必要があります。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 16 年度に策定した処理方針に基づき、平成 25 年度～平成 27 年度の中期処理計画の処理目標（3 カ年 135 筆）を達成するため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記処理に引き続き取り組みます。 また、残っている未登記案件について、処理の優先度別の分類のため、個別に原因、処理難度等の調査・分析を進めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (土砂災害の防止)</p> <p>(2) 平成 26 年 8 月に広島県で発生した土砂災害をはじめとして、毎年のように全国各地で大規模な土砂災害が発生している。こうした災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策とあわせて、危険性のある区域を明らかにし、市町が行う警戒避難体制の整備への支援などソフト対策の充実に努められたい。</p> <p>本県における土砂災害警戒区域の指定率については、平成 24 年度末時点の 7.4% (全国最下位) から平成 25 年度末時点で 18.6% (全国 43 位) まで改善したものの、依然として大幅に遅れている状況にあるため、今後も引き続き、市町と連携して基礎調査を行うとともに、地区住民等の理解を得て、早急に区域指定を進められたい。 (防災砂防課、流域管理課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) いなべ市、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、多気町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、名張市、熊野市、紀宝町の 10 市 3 町の 896 箇所において基礎調査に着手しました。</p> <p>また、平成 26 年度補正予算により、桑名市、いなべ市、四日市市、菰野町、朝日町、亀山市、津市、多気町、大紀町、南伊勢町、志摩市、名張市、熊野市、紀宝町の 8 市 6 町で新たに 1,160 箇所の基礎調査に着手しました。 (防災砂防課)</p> <p>(2) 津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、松阪市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、尾鷲市、熊野市、菰野町の 10 市 1 町において土砂災害警戒区域 1,669 箇所と土砂災害特別警戒区域 1,549 箇所を新たに指定しました。 (防災砂防課、流域管理課)</p> <p>(3) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として、市町との担当者会議を 3 回実施しました。(防災砂防課)</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度の指定により、県内における土砂災害警戒区域の指定数は 4,689 箇所 (指定率 28.9%) に、土災害特別警戒区域の指定数は 4,294 箇所 (指定率 26.5%) になりました。 (防災砂防課、流域管理課)
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 基礎調査の完了年度を平成 36 年度から平成 31 年度に 5 年間前倒しするとともに、土砂災害警戒区域等の指定についても推進していきます。 (防災砂防課、流域管理課)</p> <p>(2) 市町が行う警戒避難体制づくりへの支援強化として次の取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 三重県土砂災害情報提供システムで提供している土砂災害危険箇所マップ、土砂災害警戒区域マップ及び土砂災害危険度情報について、市町が避難勧告などの発令や住民避難の際に効果的に活用できるように、市町との担当者会議などを通じて技術的支援を行います。 (防災砂防課)

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (河川の堆積土砂対策)</p> <p>(3) 河川の堆積土砂対策は、洪水被害の防止・軽減に極めて有効であることから、「河川堆積土砂撤去方針」に基づき、民間事業者の砂利採取を活用して撤去する方法や河川の維持管理として行う方法を組み合わせて取り組んでおり、平成25年度には約43万m^3の土砂を撤去している。</p> <p>しかし、依然として多量の堆積土砂が残っており、撤去に対する要望も多いことから、治水安全上の優先度等を踏まえ、市町と情報共有を図りながら計画的に対策を推進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(流域管理課)</p>
講じた措置
<p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成16年の台風21号等による大災害を契機に、河川堆積土砂撤去について積極的に取り組んできました。</p> <p>平成26年度においても、砂利採取を活用する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、河川堆積土砂撤去を実施しました。</p> <p>また、当該年度の実施箇所と今後2年間の実施候補箇所について、関係市町と情報共有する「箇所選定の仕組み」にて、関係市町とともに撤去必要箇所の優先度について検討し、選定した撤去箇所の情報を共有しながら実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成26年度は、砂利採取を活用する方法により約15万m^3、災害復旧により約11万m^3、河川改修により約9万m^3、河川の維持管理として行う方法により約10万m^3、合計約45万m^3の堆積土砂が撤去される見込みです。</p> <p>(平成26年度堆積土砂撤去量については、現在、集計中です。)</p>
<p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>引き続き、砂利採取を活用して撤去する方法、災害復旧、河川改修、河川の維持管理として行う方法を適切に組み合わせ、堆積土砂撤去を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (不特定多数が利用する大規模建築物の耐震対策の促進)</p> <p>(4) 平成 25 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が改正され、病院、百貨店等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、27 年末までに耐震診断を行い結果を報告することが義務付けられるとともに、耐震診断結果について公表することが規定された。</p> <p>このため、県においても、国の補助制度を活用し、市町の補助制度を前提とした耐震診断・耐震改修補助制度を創設したところである。</p> <p>しかし、対象建築物の所有者の意向や市町の財政負担等の問題もあり補助制度の創設が進んでいない市町も多いことから、今後、所有者への一層の働きかけを行うとともに市町と連携し、大規模建築物の耐震対策を促進されたい。</p> <p style="text-align: right;">(建築開発課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者のうち、特に重点的に働きかけを行う必要がある所有者に対し、市町と連携し、訪問等によるヒアリングや耐震化の啓発を行い、当該大規模建築物等の耐震化の促進に取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問等による働きかけ 10 件 <p>(2) 不特定多数が利用する大規模建築物等で補助の対象となる建築物を有する市町のうち補助制度が未整備の市町に対し、直接訪問等や耐震化の促進に係る市町連絡会議を実施し、補助制度創設の働きかけを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接訪問等による働きかけ 5 市町 ・耐震化の促進に係る市町連絡会議の実施 2 回 (平成 26 年 8 月、平成 27 年 1 月) <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用について補助を行い、当該大規模建築物等の耐震化の促進を図りました。</p> <p>(事業着手した件数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断 7 件 ・耐震改修 1 件 <p>(2) 不特定多数が利用する大規模建築物等で補助の対象となる建築物を有する市町のうち補助制度が未整備の市町に対し、制度創設を働きかけ、できる限り早期に創設を行っていただくことを確認しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断補助制度 2 市 (1 市が平成 26 年度 9 月補正予算で創設、1 市が平成 27 年度当初予算で創設) ・耐震改修補助制度 2 市 (1 市が平成 27 年度中の創設予定、1 市が事業の進捗により創設予定) <p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>不特定多数が利用する大規模建築物等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修工事における事業実施意向等について、市町と連携し、引き続き、計画的に確認し把握するとともに、事業が早期に実施されるよう当該大規模建築物等の所有者への一層の働きかけを行います。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 21,137,999 円（対前年度比 81.5%）あり、前年度と比べて 4,784,802 円減少しているものの、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（公共用地課、住宅課）</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。</p> <p>【案件 1】収入未済額 1,581,568 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と債務者が締結した県単道路改良事業のために取得する土地の売買契約について、債務者が根抵当権抹消登記義務を履行しなかったため、県が抹消登記を代行し、これに要した費用について支払いを求めてきました。 ・ 平成 19 年度に債務不履行に基づく損害賠償請求訴訟を提起して勝訴し、平成 20 年 3 月に債権差押命令を得て取立を行った結果、平成 20 年度には債権の一部を回収しました。 <p>しかしながら、債務者である法人は、法的には存在するものの、法人の財産は残存せず、税務署等に対して営業廃止の届出を行うなど法人の実体がなくなっており、また代表者には営業再開の意思もないため、平成 25 年度末時点で、1,581,568 円が未回収となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者である法人の代表者に対して、未収金の支払いを促すとともに、改めて営業再開の意思の有無を確認しました。 <p>【案件 2】収入未済額 4,567,500 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道 23 号（中勢バイパス）工事に支障となる建物を義務者が撤去しないため、土地収用法に基づき、起業者（国土交通省）から三重県知事に対して代執行を実施するよう請求がなされました。 ・ この請求に基づき、県は平成 22 年度に代執行を実施しました。代執行実施後、義務者に対し、代執行に要した費用（4,567,500 円）の納付命令を行いました。納付されず未収となり、その後、期限を定めて督促状を発送しましたが、納付されませんでした。 ・ 平成 23 年度に義務者の財産調査を行い、唯一判明した義務者の所有する土地及び建物（県の債権に優先する抵当権付き）を差し押さえました。 <p>しかし、公売見積価額が、差押財産に設定されていた抵当権の債権額より安価であったため、公売を実施しても、県は配当を受け取る見込みがないことが判明しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の経緯により、平成 24 年度に国税徴収法の規定に基づき、滞納処分（差押及び公売）の執行を一時停止しました。 <p style="text-align: right;">（公共用地課）</p> <p>(2) 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少に取り組みました。</p> <p>①滞納整理と滞納金発生防止を目的に、次の方法などで債務者に対する催促・督促を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ 訪問 ・ 県庁への呼出 ・ 催告状の送付 ・ 督促状の送付 ・ 最終催告の送付 <p>②滞納整理を目的に、次の方法などで連帯保証人に対する催促・督促を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話 ・ 訪問 ・ 督促状の送付 ・ 最終催告の送付 <p>③滞納整理を目的に、次のような居所調査・財産調査等を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民票 ・ 戸籍 ・ 出入国管理記録 ・ 市町村民税課税証明 ・ 不動産登記事項証明 ・ 預金残高照会 <p>④未納者に対する法的措置を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払督促 ・ 差押 ・ 住宅明渡にかかる裁判所への強制執行の申立

⑤必要に応じて電話や訪問による夜間督促を実施するとともに、年間を通じ嘱託員2名による督促訪問を実施しました。また、滞納解消のため、県外に居住している債務者への訪問も実施しました。(住宅課)

2 取組の成果

(1) 【案件1】

- ・ 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、督促を行いました。債務者から未収金を回収することができていません。
- ・ 営業を再開する意思がないことを確認しました。

【案件2】

- ・ 「三重県債権管理マニュアル」に基づき、処分停止を継続することの適否について、預金をはじめとした財産の調査を行い、また義務者からの聴き取りも行いましたが、差し押えできる財産は確認できていません。(公共用地課)

(2) 収入未済額が平成25年度末現在14,988,931円ありましたが、平成26年度末現在の過年度収入未済額は、12,814,000円に縮減しました。(住宅課)

平成27年度以降(取組予定等)

(1) 【案件1】

- ・ 債権差押命令による回収が終了し当該法人には財産がなく、また、同法人の代表者には、営業再開の意思は認められないので、特段の事情の変化がない限り平成27年度に徴収停止を行う予定です。

【案件2】

- ・ 引き続き、定期的に義務者の財産調査を行い、財産を確認できた場合は処分停止の取消を行います。状況の変化がない場合には、平成27年度に徴収停止から3年が経過するため不納欠損処分対象となります。

(公共用地課)

(2) 平成26年度と同様に、「三重県債権管理マニュアル」に基づき、収入未済額の減少を進めていきます。また、平成27年度発生分の家賃等の滞納に関しては遅延損害金が発生することを県営住宅入居者に周知し、滞納額の発生減少につなげていきます。

- ・ 法的措置を念頭に、長期滞納者への最終催告を行っていきます。
- ・ 県外に居住している債務者に対する計画的な訪問を行います。
- ・ 年間を通じ、嘱託員2名による督促訪問を実施します。

(住宅課)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された公営住宅使用料の金融機関への収納処理が遅延しているものがあった。 (住宅課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>滞納者等の自宅や勤務先等を訪問して現金徴収する際には、事前と事後に班長（班長不在の際には班長代理）に報告を行うこととし、報告を受けた班長（又は班長代理）は、担当者が指定金融機関への払い込みを遅延しないようチェックすることとしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>取組以降、現金納付された公営住宅使用料の指定金融機関への収納処理が遅延したものはありません。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、同様の取組を続けます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 9,225,491 円（対前年度比 102.5%）あり、前年度と比べて 223,114 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p>（桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志摩建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年度当初時点での滞納者に対して督促状の送付、電話や訪問による催告を繰り返し行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。 また、占用許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。 平成 26 年 5 月 9 日、道路管理課及び流域管理課が合同で担当者会議を開催し、平成 26 年 5 月及び 6 月を未収金解消のための強化期間として一層の取組を行うこととし、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施しました。 さらに、全庁的に実施された「三重県債権管理マニュアル」に基づく徴収強化月間に合わせ、平成 26 年 11 月及び 12 月を未収金解消のための強化期間とし、再度、集中的に滞納者への電話催告、臨戸訪問などを実施し、債権回収に努めました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> 過年度分の収入未済額は平成 26 年 3 月末時点から減少しましたが、債権の分割納付により、現年度分において未収金が増加し、収入未済額は、平成 27 年 3 月末現在で、10,248,368 円となっています。 <p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、収入未済額の減少に向け、未収金解消のための強化期間を設定するなど、債権回収の強化を図るとともに、占用許可時に債務者へ制度周知の徹底を行うなど、未収金の発生防止に向けた取組を強力に進めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 未納となっていた河川使用料に係る滞納整理の記録が作成されていないものがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 屋外広告物許可手数料の財務システムの証紙実績報告日が許可日(証紙消印日)となっていなかった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 請負工事にかかる契約保証金の受入事務について、財務会計システム上の処理に誤りがあった。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 現金納付された情報公開文書複写料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (伊賀建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 未記録の滞納整理記録の作成を行うとともに、複数の職員で未納者の確認を行い、滞納整理記録のもれが発生しないよう職員間の情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。 (四日市建設事務所)</p> <p>(2) 証紙実績日について、受付日から許可日に訂正するよう職員へ周知徹底を行いました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(3) 財務会計システムの適切な操作方法について再確認を行うとともに、適正な事務処理を行うために複数職員でのチェックを行うなど点検態勢を強化しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(4) 受け入れた現金の収納について、情報公開文書複写料等の現金収納についての取扱い方法を書面にまとめ全職員に周知し、会計規則に基いた適正な事務処理を徹底するとともに、金庫内の金品についての確認を、毎日始業時に実施しました。 (伊賀建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(4)</p> <p>上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 27 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1)～(4)</p> <p>同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検態勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託 (◎は特命随契契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎(1) 【一般国道 260 号 (木谷バイパス) トンネル工事積算資料作成業務委託】 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (伊勢建設事務所) ◎(2) 【主要地方道伊勢南勢線除草委託】 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (伊勢建設事務所) ◎(3) 【北勢沿岸流域下水道 (南部処理区) 南部浄化センター周辺環境対策事業 (環境用水路通水点検) 業務委託】 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (北勢流域下水事務所) ◎(4) 【中勢沿岸流域下水道松阪処理区高須町公園管理業務委託】 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。 ・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。 ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (中勢流域下水事務所) ◎(5) 【中勢沿岸流域下水道 (松阪処理区) 高須町公園 (緑地帯ゾーン) 草刈業務委託】 ・「草刈作業の自治会等への業務委託実施要領」に定められている当該市町への実施申出書の写しの送付が行なわれていなかった。 (中勢流域下水事務所)
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成 26 年 4 月 1 日より、暴力団排除条例等への対応に係る記載を追記した約款を用いて、(公財)三重県建設技術センターと契約を締結しました。 (伊勢建設事務所) (2) 平成 26 年度以降、自治会除草委託に係る県共通の実施要領及び契約書様式を暴力団排除条例等に対応した記載とするよう事業を所管している道路管理課と調整しました。 (伊勢建設事務所) (3) 契約時に契約書に暴力団等の不当介入時における義務及び契約解除条項の記載の確認を徹底しました。 (北勢流域下水事務所) (4) 出納局事前検査対象について改めて所内に周知を行いました。 契約書様式に契約保証金の項目を追加するよう改めました。 契約書に暴力団等不当介入時における対応を記載することについて所内に周知しました。 (中勢流域下水事務所) (5) 該当市町へ実施申出書の写しを送付するよう所内に周知しました。 (中勢流域下水事務所) <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 上記の取組の結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(5) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検態勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 公共工事

(1) 【道路情報連携システム ネットワーク配線布設工事】

- ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
- ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。（道路管理課）

(2) 【レク都市熊野灘臨海公園（城の浜地区）体育館 内部等改修工事】

- ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。（営繕課）

(3) 【主要地方道久居河芸線（五軒町B P）道路改良工事】

- ・軽微な設計変更が生じた際に、建設工事設計変更要領に基づく決裁と受注者への通知が行われていなかった。（津建設事務所）

(4) 【主要地方道伊勢多気線道路交通安全対策（舗装整備）工事】

- ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。（伊勢建設事務所）

(5) 【北勢沿岸流域下水道（北部処理区）北部浄化センターA 1・2系水処理電気室空調設備設置工事】

- ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。（北勢流域下水道事務所）

(6) 【主要地方道久居河芸線他 1 線道路改良工事（舗装工）】

- ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
- ・施工体制点検が行われていなかった。
- ・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合に必要競争入札審査会への報告が行われていなかった。（中勢流域下水道事務所）

(7) 【主要地方道久居河芸線道路改良工事（防護柵設置工）】

- ・工期の算出根拠が整理されていなかった。
- ・リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」が設計書に添付されていなかった。（中勢流域下水道事務所）

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) 工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。また、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」の添付については、設計書に添付する必要性を職員に周知するとともに、課内での点検に努めました。（道路管理課）
- (2) リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」の未添付については、平成 25 年度以降は添付するよう改善を行っているところですが、再度、設計書に添付する必要性を職員に周知・徹底を図るとともに、課内での点検に努めました。（営繕課）
- (3) 軽微な設計変更が生じた場合に、建設工事設計変更に基づく決裁と受注者への通知について、監督員に周知・徹底するとともに、事務所内のチェック機能の強化を図りました。（津建設事務所）
- (4) 「検算チェックリスト」に項目を設定し、添付漏れのないように検算時にチェックを行うこととしました。（伊勢建設事務所）
- (5) 施工伺い時の「検算チェックリスト」にリサイクル認定製品に関する項目を追加し、該当品がない場合についても一覧表を添付する必要があることを記述し、複数の職員で確認できるように改善しました。（北勢流域下水道事務所）
- (6) ・工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。
・施工体制点検について、その内容と適切な実施について、所内に周知しました。
・250 万円以上の契約金額の変更を行った場合、競争入札審査会への報告を徹底するよう、所内で確認しました。（中勢流域下水道事務所）
- (7) 工期の算出根拠を確実に整理するよう、監督員に周知・徹底するとともに、検算及び決裁時の点検を強化しました。また、リサイクル認定製品の「認定製品一覧表（総括表）」を設計書に添付する必要性を監督員と検算者に周知し、複数の職員で確認するようにはしました。（中勢流域下水道事務所）

2 取組の成果

周知・徹底や点検の強化を行った結果、「三重県公共工事共通仕様書」等に関する職員の意識の向上を図ることができました。

平成 27 年度以降（取組予定等）

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 旅費</p> <p>(1) 【ダム管理研修】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津建設事務所)</p> <p>(2) 【平成 25 年度研修ダム管理】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 【道路計画(分析・評価)研修】 ・復命書に用務の概要が記載されていなかった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 【平成 25 年度三重県建設技術協会技術研修会】 ・復命書に用務概要を示す資料が添付されていなかった。 (中勢流域下水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(2) 指摘のあった事案について総合文書管理システムに登録するとともに、同様の事例が発生しないよう職員に周知しました。 (津建設事務所)</p> <p>(3) 復命書に用務の概要を記載するよう所内に周知しました。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 復命書に用務概要を示す資料を添付するとともに、添付漏れのないよう所内に周知しました。 (中勢流域下水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(4) 上記の取組を行った結果、同様の事案は発生していません。</p>
<p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)～(4) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。 (桑名建設事務所)</p> <p>(2) 前渡資金精算書に添付されている領収書の領収日より後に、通帳から出金されているものがあった。 (四日市建設事務所)</p> <p>(3) 資金前渡交付伺に納品確認について記録されていなかった。 (伊勢建設事務所)</p> <p>(4) 所得税の払込書払送金依頼書を支出当日までに金融機関に送付していなかったことにより歳出戻入を行っていた。 (志摩建設事務所)</p> <p>(5) 公用車車検時の重量税額の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出命令書確認時に、支出証拠書との突合が不十分であったことから、担当者と決裁者において、チェック機能についての再確認を行い、再発防止に努めました。 (桑名建設事務所)</p> <p>(2) 事務職員間で前渡資金の事務処理の確認を強化するとともに、同様のミスが発生しないよう情報共有を図り、適正な事務処理に努めました。</p> <p>(3) 納品書の交付を受けられないものについては業者により資金前渡交付伺に納品日等の記入をしてもらおうこととしました。</p> <p>(4) 送付が必要なすべての払込書について、支出命令決議を行った時点で金融機関への送付日ごとに集約し送付日の明示を行うとともに、送付漏れを防止するために保管の可視化を行い、複数職員での確認態勢を徹底しました。 (志摩建設事務所)</p> <p>(5) 公用車車検時の重量税額については、車検証記載の額と突合することにより、請求書記載の額で間違いがないか確認したうえで支払うようにしました。 (熊野建設事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(5) 上記の取組の結果、同様の事例は発生していません。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(5) 引き続き、同様の取組を続けます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産が、46,570.06 m²あり、そのうち18,777.52 m²が未利用地となっている。
(公共用地課、港湾・海岸課、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所)
- (2) 道路管理瑕疵による事故が2件発生していた。(津建設事務所)
- (3) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(松阪建設事務所)
- (4) 道路管理瑕疵による事故が3件発生していた。(伊勢建設事務所)
- (5) 道路管理瑕疵による事故が6件発生していた。(伊賀建設事務所)
- (6) 道路管理瑕疵による事故が1件発生していた。(熊野建設事務所)

講じた措置

平成26年度

1 実施した取組内容

- (1) 県が所有する廃川敷・廃道敷（河川や道路の付け替えなどによって行政財産としての用途がなくなった土地）は、土地の形状・面積等の条件が宅地としての利用に適さないものが多く売却処分は困難ですが、処分可能なものについては、隣接土地所有者等への売却、インターネット・オークションに参加しての売却に取り組みました。インターネット・オークションの売却については、さらに県民に広く周知するため、平成26年度から始まったデータ放送を活用し、広報に努めました。(公共用地課)
- (2) 道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、事故現場付近の点検を行いました。(津建設事務所)
- (3) 道路の側溝蓋に係る原因で発生した事案については、同種の事故が発生しないように、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、点検を実施しました。また、工事中の県道への取付道路における通行禁止のために設置したバリケードの管理が原因で発生した事案については、安全対策を実施しました。(松阪建設事務所)
- (4) 落木(2件)、倒木(1件)が原因で発生した事案であり、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めました。(伊勢建設事務所)
- (5) 過去に発生した事故内容を道路パトロール担当者等に周知し、日常のパトロール業務で道路上に障害物等を確認した場合は、直営又は小規模修繕業務委託により、予防や復旧などの安全対策を講じました。また、職員が道路上で障害物等を発見した場合にすぐに対応できるよう、鎌、のこぎり等の機材を建設事務所公用車に常備するとともに、職員では対応できない場合は、直ちに事務所に連絡を行うよう周知しました。落石等が発生した場合は、専門知識を有する業者による緊急点検を行うとともに、道路利用者に対して、注意喚起の看板やバリケード等を設置するなどの安全対策を講じました。(伊賀建設事務所)
- (6) 道路側面からの落石が原因で発生した事案であり、道路パトロール担当者等に事故内容を周知するとともに、落石注意看板の増設や、落石止めフェンスの設置を行いました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

- (1) 平成26年度中に新たに生じた財産の売却を含め、取組の成果は以下のとおりです。
・売却：契約件数6件（計466.96 m²）※平成26年度に新たに生じた財産
・インターネット・オークションへの参加：財産2件（計336.62 m²）について6回参加しましたが、応札はありませんでした。※従来からの普通財産 (公共用地課)
- (2) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応により、同様の事案は発生していません。(津建設事務所)
- (3) 道路パトロールによる早期発見と修繕等の対応、並びに、工事現場における安全対策により、同様の事案は発生していません。(松阪建設事務所)
- (4) 同様の事案は発生していませんが、落石が原因の事案が2件発生しました。(伊勢建設事務所)
- (5) 落石及び樹木の落下による管理瑕疵は、減少しています。
・25年度（落石等2件、木・竹の落下3件、つらの落下1件）
・26年度（落石等2件、木・竹の落下1件、陥没1件 H27.3.31現在） (伊賀建設事務所)
- (6) 落石止めフェンスの設置により一定の落石止めの効果はありましたが、近接箇所において、落石止めフェンスを越える想定外の高い位置からの落石による事故が発生したため、再度発生しないよう、フェンスの強化工事を発注しました。(熊野建設事務所)

平成 27 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き、隣接土地所有者への売却、一般競争入札及びインターネット・オークション等を活用して売却手続きを進めるとともに、公共事業の代替地としての活用等、県有普通財産の有効活用を図っていきます。

(公共用地課)

- (2)～(6)

同様の事案が再度発生しないよう、道路パトロールを強化するとともに、道路の計画的な維持修繕に努めます。

(津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、伊賀建設事務所、熊野建設事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
イ 物品等の管理状況	
(1) 物品管理台帳上の保管場所名称が変更されていないものがあった。	(伊勢建設事務所)
講じた措置	
<u>平成 26 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 庁舎引越の際に保管場所名称の変更がもれていたもので、すみやかに正しい保管場所名称に変更しました。	(伊勢建設事務所)
2 取組の成果	
(1) 修正処理後、適正に事務処理をしています。	(伊勢建設事務所)
<u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 物品の適正な管理に細心の注意を払います。	(伊勢建設事務所)

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(3) 財産管理等の状況	
財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ウ 金品亡失（損傷）	
(1) 公用車の損傷（修理代 299,225 円）	（新名神推進課）
(2) パソコンの損傷（廃棄：取得価格 170,610 円）	（伊勢建設事務所）
講じた措置	
<u>平成 26 年度</u>	
1 実施した取組内容	
(1) 所属内のミーティング等で公用車運転時の安全確認について注意喚起を行い、交通安全及び県有財産の適正管理に対する意識の向上を図りました。	（新名神推進課）
(2) 所内課長会議において物品の適切な使用について職員へ注意喚起を行いました。	（伊勢建設事務所）
2 取組の成果	
(1) 公用車の損傷を含め金品亡失は発生していません。	（新名神推進課）
(2) 物品の適正な管理についての意識付けが図られましたが、引き続き適正な管理や取扱いの徹底を図りました。	（伊勢建設事務所）
<u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u>	
(1) 引き続き交通事故防止を周知徹底し、適切な公用車の管理及び取扱いに努めます。	（新名神推進課）
(2) 物品の適正な管理、取扱いに細心の注意を払うよう、引き続き周知徹底を図ります。	（伊勢建設事務所）

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4,933 筆、1,289,156.80 m²ある。</p> <p>(桑名建設事務所、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、松阪建設事務所、伊勢建設事務所、志設建設事務所、伊賀建設事務所、尾鷲建設事務所、熊野建設事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 16 年度に策定した平成 17 年度以降の処理方針に基づき、案件毎のカルテ（平成 14 年度～平成 16 年度に作成）を活用し、引き続き計画的に未登記処理を行っています。</p> <p>(1) 処理目標 45 筆</p> <p>前年度に引き続き、専門団体である三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記案件の処理に取り組んでいます。</p> <p>(2) 毎月の処理状況の把握・・・毎月の進捗状況を把握し、進行管理を行っています。</p> <p>(3) 未登記案件の分析・・・現状に適合した新たな処理の優先度区分による処理方針の策定に向け、公共用地課と各建設事務所の合同で案件毎の調査・分析作業を行っています（月 4 回程度）。</p> <p>(4) 未登記担当者会議・・・3 回開催し、意見交換や情報共有を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年度における未登記処理の目標を 45 筆として土地の調査・測量・登記手続等に取り組んだ結果、47 筆を処理しました。</p> <p>しかしながら、未登記の処理には、分筆のための公図混乱地域一帯の関係者による境界確認や、相続問題等の権利関係の整理、土地測量のための多額の予算等が必要であり、引き続き計画的に取組を進める必要があります。</p> <p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 16 年度に策定した処理方針に基づき、平成 25 年度～平成 27 年度の中期処理計画の処理目標（3 カ年 135 筆）を達成するため、三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会等と連携し、未登記処理に引き続き取り組みます。</p> <p>また、残っている未登記案件について、処理の優先度別の分類のため、個別に原因、処理難度等の調査・分析を進めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 事務管理体制

(ア) 工事、物件等における入札中止状況

事務処理誤りにより入札を中止した事案が 65 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。

(1) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (県土整備財務課)

(2) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。 (公共事業運営課)

(3) 工事等で入札を中止したものが 1 件あった。 (営繕課)

(4) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 4 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (桑名建設事務所)

(5) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 6 件あった。 (四日市建設事務所)

(6) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 6 件あった。このうち、開札後に中止したものが 2 件あった。 (鈴鹿建設事務所)

(7) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 17 件あった。このうち、開札後に中止したものが 3 件あった。 (津建設事務所)

(8) 工事等で入札を中止したものが 4 件あった。 (松阪建設事務所)

(9) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 4 件あった。このうち、開札後に中止したものが 2 件あった。 (伊勢建設事務所)

(10) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 2 件あった。 (志摩建設事務所)

(11) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 9 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (伊賀建設事務所)

(12) 工事等及び物件等で入札を中止したものが 5 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。 (尾鷲建設事務所)

(13) 工事等で入札を中止したものが 5 件あった。 (熊野建設事務所)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

(1) 公告起案時に電子調達システムに調達案件登録を出力したものを決裁に添付することで、入力に誤りがないか複数で確認を行うこととし、チェック態勢の強化を図りました。 (県土整備財務課)

(2) サーバの調達において、公告後にオペレーションシステム (OS) に関する質問があり、仕様で求めた OS が、市場性があまりないものであったことから、入札を中止し OS を見直し再公告しました。このことから、サーバに搭載する OS 等の仕様決定については、価格だけではなく市場性等も考慮し選定することとし、これまで以上にチェック態勢を強化し適正な事務処理に努めました。 (公共事業運営課)

(3) 入札の中止については、公告 (別表) の掲載誤りによるものであったことから、公告の際に掲載する公告案を所定のフォルダに保存するとともに、公告に際しては、複数の職員で確認する等、課内のチェック態勢を強化しました。 (営繕課)

(4) 物件関係 (パソコン購入) で Windows OS の変遷に伴い生じた仕様の齟齬が原因であり、今後の仕様書作成時には最新の適合に関する情報収集に努めるとともに、チェック態勢の強化に努めました。

積算誤りによる入札中止については、起案課内での確認強化に加え、他課でも積算内容のダブルチェックを行い、違算防止に努めました。

入札手続き誤りによる入札中止については、一部修正前の資料を公開したことにより入札中止に至ったもので、公告公開前の最終チェック態勢を再確認し強化に努めました。 (桑名建設事務所)

(5) 工事等の積算誤りによる入札中止については、積算システム上の特定コードの単価誤りであり、単価が修正された後、再度入札を行いました。

また、入札手続き誤りとしての入札中止については、低入札価格調査対象の設定が要領改正により明確化されているところであり、現行の入札制度を十分に確認し、発注方法等の設定において慎重を期するように努め、複数の職員により確認を行うなどチェック態勢を強化して入札事務を行いました。

なお、物件等の入札中止については、コンピュータ購入時の仕様書の設定誤りであり、仕様書作成時には複数の職員にて十分に確認し再発防止に努めました。 (四日市建設事務所)

(6) 工事については、積算資料等の誤りがみつかったことにより入札を取りやめたことから、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。物件については、添付書類漏れ、システムの操作誤り等をなくすため、作業過程を複数で確認できるよう処理の手順を見直しました。 (鈴鹿建設事務所)

(7) ①積算ミスによる入札中止を無くすため、チェックシートによる事業課の一次チェックと工事統括課の最終チェックにより、ダブルチェックを行うとともに、積算誤りの事例については職員間で情報共有しています。また、積算参考資料のチェックを入念に行うとともに、工事内容全体についての確認を行っています。

②参加資格に関する誤りによる入札中止を無くすため、チェック態勢を強化し、十分な確認を行っています。 (津建設事務所)

- (8) 積算誤りにより入札を中止したことから、再発防止策として、室長・課長会議及び技術系担当者会議の場において、入札中止事案の原因や対応策について情報共有を図るとともに、工事統括課による照査を行うことでチェック態勢の強化を図りました。(松阪建設事務所)
- (9) 積算誤り(工事等3件)、添付資料誤り(物件1件)について、複数の職員によるチェック態勢の強化を図るとともに、職員に注意喚起、再発防止の周知徹底を行いました。(伊勢建設事務所)
- (10) 数量誤りによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底するとともに、積算や入力内容の確認を複数職員で行うよう、チェック態勢を強化しました。
入札情報システムの公開操作漏れによる入札中止については、関係職員に周知を図り再発防止を徹底しました。(志摩建設事務所)
- (11) 入札公告書の地域要件の設定ミスにより、入札参加可能業者が少なくなりすぎたことによる入札中止があったことから、過去の公告を踏まえ雛形の公告案を作成し、雛形とのチェックを行うこととしました。
P P I に間違った資料を添付したことによる入札中止があったことから、チェックシートを作成し事業担当課と総務課の複数の職員によるチェックを行うこととしました。
積算誤りによる入札中止があったことから、その内容については関係職員に周知を図り再発防止策を徹底しました。
入札中止案件が発生した場合には、同様の間違いが起これないように直近の競争入札審査会において、その内容、原因、対策を報告し、各課に持ち帰って周知すると共に監督員会議においても事項として取り上げて再確認を行うこととしました。
物件においては、積算についての説明不足による入札中止があったことから、仕様書等の作成にあたって、わかりやすく記載するよう徹底しました。
また、入札参加資格を厳密に設定していなかったことによる入札中止があったことから、明確に記載するよう徹底しました。(伊賀建設事務所)
- (12) 工事については、担当課のチェックを含め、担当課ではない工事統括課による事業全体を統一したチェックを実施し、複数チェックによる態勢とし強化を図りました。
物件については、仕様で専門的な事項にあつては、担当課と十分協議のうえ、適切な仕様書の作成を行いました。(尾鷲建設事務所)
- (13) 積算誤りやシステムの誤操作等に起因するものであったため、関係職員に周知を図るとともに検算に慎重を期するよう努め、システム操作手引きを作成・共有しました。(熊野建設事務所)

2 取組の成果

(1)～(13)

注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、職員の入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

平成 27 年度以降（取組予定等）

(1)～(13)

同様の事案が再度発生しないよう、引き続き点検の強化や職員への周知の徹底に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 執行伺い決裁後の出納局事前検査を複数年受けていないものがあった。 (中勢流域下水道事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局事前検査対象について改めて所内に周知を行うとともに、所内の出納局事前検査対象書類の再確認を行い、今後は担当者と決裁者において確実に複数チェックを行うことにしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 監査以降は適切に処理しています。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 同様の事案が再度発生しないよう、引き続きチェック態勢の強化や職員への周知の徹底に努めます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(5) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | | |
|-----------|--|------------|
| (1) 自損事故 | (物損額：県 133,924 円) | (新名神推進課) |
| (2) 自損事故 | (物損額：県 204,498 円) | (桑名建設事務所) |
| (3) 人身事故 | (負担割合：県 100%・相手 0%)
(治療費等：県 0 円・相手 373,440 円) | (四日市建設事務所) |
| (4) 自損事故 | (物損額：県 104,538 円) | (四日市建設事務所) |
| (5) 物損事故 | (負担割合：県 100%・相手 0%)
(物損額：県 71,715 円・相手 133,350 円) | (伊勢建設事務所) |
| (6) 人身事故 | (負担割合：県 100%・相手 0%)
(物損額：県 94,655 円・相手 352,847 円)
(治療費等：県 0 円・相手 54,950 円) | (伊勢建設事務所) |
| (7) 物損事故 | (負担割合：県 90%・相手 10%)
(物損額：県 143,100 円・相手 315,000 円) | (志摩建設事務所) |
| (8) 物損事故 | (負担割合：県 100%・相手 0%)
(物損額：県 0 円・相手 188,538 円) | (伊賀建設事務所) |
| (9) 物損事故 | (負担割合：県 100%・相手 0%)
(物損額：県 0 円・相手 204,817 円) | (伊賀建設事務所) |
| (10) 自損事故 | (物損額：県 327,424 円) | (尾鷲建設事務所) |

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

(1) 交通安全講習会への参加等

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会への参加並びに自主的な交通安全研修等の実施等により職員の安全運転意識の向上を図りました。

(2) 「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加

交通マナーの向上と交通事故防止を目的として、運転免許を取得している 3 名でチームを組み、お互いに安全運転を呼びかけながら 123 日間の無事故・無違反に挑戦する「無事故・無違反チャレンジ 123」への積極的な参加を推進しました。

(3) 過去の事故に関する傾向の分析及び注意喚起

県土整備部における過去 5 年間の交通事故の発生状況について、事故形態及び発生時間帯等から傾向の分析を行い、「県土整備部における交通事故の現状」として取りまとめ、職員間で情報共有を図っています。また、特に注意を要する事項として、近年多発しているバック時の事故について、部内会議等で注意喚起を行いました。

(4) メールマガジン「交通安全通信」の発信

県土整備部における事故の発生状況及び事故の発生防止策等に関する情報をメールマガジン「交通安全通信」として発信することにより、交通事故防止に関する注意喚起を行いました。

2 取組の成果

出納局及び地域防災総合事務所・地域活性化局が行う交通安全講習会並びに自主的に実施した交通安全研修等については、延べ 731 名の職員が参加しました。また、「無事故・無違反チャレンジ 123」については、191 チーム 573 名の職員が参加しました。

平成 26 年度における公用車の交通事故の発生件数は、次のとおり減少したところです。今後、より一層職員の安全運転意識の向上を図るなど、引き続き交通事故防止の取組を推進していく必要があります。

	25 年度	26 年度 (平成 27 年 3 月 31 日現在)
自損事故	15 件 (68%)	16 件 (76%)
物損事故	5 件 (23%)	4 件 (19%)
人身事故	2 件 (9%)	1 件 (5%)
計	22 件	21 件

平成 27 年度以降 (取組予定等)

引き続き、交通安全講習会及び「無事故・無違反チャレンジ 123」への参加等並びに交通事故防止に関する注意喚起等の取組を進め、職員の安全運転意識の向上を図るなど、交通事故の発生防止に着実に取り組んでいきます。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (会計事務の支援)</p> <p>(1) 会計事務の適正化については、地域駐在の設置、事前相談機能の強化、職員研修の充実等に取り組まれているところであるが、契約や支出の事務等を中心に依然として軽微なミスや誤った事務処理等が発生している。 このような状況を踏まえ、各所属の状況に応じたOJT研修、フォローアップの重点化、ミスの多い事例の周知徹底など、会計事務担当職員に対し、よりきめ細かい会計支援を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 出納局では、会計事務にかかる不明な点や疑問点についての相談業務を行うとともに、会計事務に携わる職員を対象とした各種研修を実施しています。また、収入、支出、契約、物品管理等にかかる事務についての検査を行っています。</p> <p>(2) 本庁では部局毎の担当者を置いた会計支援課相談支援班により、また、地域では県内の4地域（四日市、津、伊勢、熊野）に設置した駐在により相談、検査に対応しています。</p> <p>(3) 本庁、地域機関の所属とも年2回の事後検査及び執行伺の段階での事前検査を実施し、不適切な事務処理に対する指導を行いました。また、日常的に、各所属から電話やメールで寄せられる相談事項に対応するとともに、各所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問を重点化し、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員の習熟度に応じたOJT研修の充実を図りました。</p> <p>(4) 不適正・不適切な会計処理を未然に防止する高い危機管理意識を持った人材を育成するため、本県や他自治体などの過去の不適正事案を題材にしたコンプライアンス研修を実施しました。</p> <p>(5) ミスの多い事例の周知徹底を図るため、月1回発行している「出納かわら版」にヒヤリ・ハット事例を掲載するとともに、出納局検査及び定期監査で発生した指導事項の事例集の追加・修正等の充実を図り、各所属に情報提供しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各種研修については、平成26年度は延べ1,852人と前年度の1,800人を上回る参加を得ています。相談業務については、平成26年度の相談件数は9,240件で、前年度の8,916件と比較して増加しています。また、検査業務については、会計事務にかかる事前の相談や指導事項の事例集の活用等によるミスの未然防止を図ったことで、平成26年度の指導件数は286件と、前年度の389件から大きく減少しました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>会計事務担当職員の育成と適正な会計事務の確保のため、所属の会計事務処理体制に応じたよりきめ細かい会計支援を行います。</p> <p>(1) 事後検査については、年2回の抽出検査を基本とし、所属の会計事務処理体制に応じた職場訪問の重点化、検査後のフォローアップや会計事務に携わる職員一人一人の習熟度に応じたOJT研修などの充実を図ります。</p> <p>(2) 様々な研修の機会に、会計事務に携わる職員等の法令遵守・公金意識を徹底するとともに、指導事例による実践的な研修を実施し、一層各所属の自主・自立を促します。</p> <p>(3) 各所属における小規模修繕に係る仕様書作成をサポートするため、引き続き土木、建築、電気、機械の各分野からなる会計事務専門員を配置し、支援を行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (物品の適正管理)</p> <p>(2) 物品の金品亡失(損傷)については、平成25年度の報告件数(※)は254件となっており、前年度と比較して29件増加している。この中には、不注意が原因と思われる火災によるものも含まれている。 引き続き、各所属に対し、金品亡失(損傷)の未然防止及び物品の適正な管理を行うよう、指導されたい。 (会計支援課)</p> <p>(※) 報告件数は災害による被害を除く。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成26年5月30日に総務部長及び出納局長の連名で、知事部局の各所属に対して「金品の適正な管理について」の依命通知を、また、同日、教育長及び出納局長の連名で、教育委員会事務局内所属及び県立学校に対して「金品の適正な管理等について」の通知を行いました。</p> <p>(2) 出納局が実施する事後検査時(年2回)に、金品亡失(損傷)の有無、所属内における未然防止策の確認を行うとともに、金品亡失(損傷)が発生した所属については、その亡失(損傷)時の状況を確認して、未然防止及び適正な管理を行うよう指導しました。</p> <p>(3) 金品の適正管理の徹底を図るため、県の損害額10万円以上で過失の度合いの大きな案件に対して文書指導を行いました。(平成26年度:文書指導12件)</p> <p>(4) 出納局が主催する各種研修において、近時の金品亡失(損傷)の状況、金品亡失(損傷)が発生した場合に職員が行わなければならない手続き、過失の度合いによっては賠償責任が問われることなどの説明を行い、金品の適正な管理や公金意識の徹底に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納局主催研修 新任出納員研修(4月3、4日)、新任会計職員研修(4月8～11日、4月17～27日、5月7～14日)等 <p>2 取組の成果</p> <p>総務部長、教育長との連名による通知や、出納局検査、各種研修会等、様々な機会を利用して意識啓発等を行った結果、平成26年度における金品亡失(損傷)の報告件数は177件であり、前年度の254件と比較して大きく減少(3割減)しています。</p> <p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>平成26年度における金品亡失(損傷)の報告件数は大きく減少したものの、依然として職員の不注意による金品亡失(損傷)が発生していることから、引き続き出納局検査、各種研修会等様々な機会を利用し、金品の適正な管理が行われるよう指導を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>裁判による損害賠償の和解金の残高として、弁償金の収入未済額が平成 25 年度末現在 10,400,000 円あり（うち 3,980,000 円は和解条項に基づく全額一括請求に係る増加分）、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>収入未済額は、トナー納入業者が模造品を納入したことによる損害賠償請求訴訟における和解金納付金残高です。和解金は、分割して納付することを和解条項に規定しており、これまでに、債務者からは平成 23 年 12 月分から平成 25 年 4 月分まで和解条項通り 58 万円の納付がありましたが、平成 25 年 5 月以降納付が滞っています。債務者である法人及び個人（連帯して支払い義務を負う）は、裁判所に破産手続きを申請し、平成 26 年 1 月 27 日に破産手続きの開始が決定されました。</p> <p>平成 26 年度は、計 3 回開催された財産状況報告集会に出席するとともに、裁判所や破産管財人とも連絡を取りながら、債務者の状況把握に努めましたが、法人については、平成 26 年 5 月 7 日付けで破産手続廃止決定が行われ、清算が終了しました。これに伴い法人の債務は消滅しました。また個人についても、平成 26 年 12 月 3 日付けで破産手続廃止及び免責許可決定がなされ、県への支払債務についてその責任を免れることとなりました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>法人及び個人の破産手続きの廃止等が行われたことから、三重県債権管理マニュアルに基づき、平成 27 年 2 月に不納欠損処理を行いました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>収入未済額については、平成 26 年度に処理済です。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが4件あった。</p> <p style="text-align: right;">(会計支援課)</p>
講じた措置
<p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>入札を中止した4件は、いずれも各所属が調達する事務用品の単価契約を行うもので、入札公告において契約期間を誤って記載したことや添付した見積内訳書の様式に誤りがあったため、入札前に公告を取り下げ、修正したうえで再度公告しました。</p> <p>こうした誤りを起こさないよう、決裁時のチェックを強化するとともに、電子調達システムへの案件登録時には複数の職員で再度チェックした上で行うこととするなど、チェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>チェック体制の強化後は、事務処理誤りにより入札を中止した事案は発生していません。</p> <p>平成27年度以降（取組予定等）</p> <p>今後もチェック体制を強化し、適正な事務処理を徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)</p> <p>(1) 職員が、運転免許を更新せず失効したにもかかわらず、公用車を運転するとともに、通勤時においても自家用車を使用していたことが判明した。 今後、このような事案が発生しないよう、コンプライアンス意識の向上を図り、服務規律を徹底することによる再発防止に努められたい。 (企業総務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業庁各所属で職員の自動車運転免許証の所持状況について平成 26 年 6 月末に確認を行ったところ、平成 24 年 8 月 16 日まで有効の運転免許を更新せず、免許が失効していたにもかかわらず、その事実を隠して約 1 年 10 か月の間、公用車、自家用車を運転していた職員がいたことが発覚しました。 事案発覚後、所轄の警察署に事情を報告し、当該職員に対しては公用車の運転をさせないとともに、自家用車のキーを所属へ提出させ自家用車の運転をさせていません。 また、所属長会議において法令遵守の周知徹底を行うとともに、庁長とのフリートークにおいても、コンプライアンス意識の向上を図り、再発防止に努めました。 なお、当該所属においては、所属長から全職員に対し、事案の経緯と法令遵守の徹底をメールで周知後、改めて職員を集め、法令の遵守を徹底するよう訓示を行いました。 その後、当該職員は、平成 27 年 2 月 16 日付けで四日市簡易裁判所より罰金 50 万円の刑事処分をされました。また、それを受けて、企業庁において地方公務員法第 29 条第 1 項 1 号及び第 3 号の規定により、平成 27 年 3 月 13 日付けで停職 3 月の懲戒処分を行い、監督責任者に対する処分として当時の上司 4 人を訓戒処分にしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり職員への指導及び周知を徹底し、各職員のコンプライアンス意識の向上を図りました。 事案発覚後、同様のケースは発生していません。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>毎年度 4 月に所属長が職員の運転免許証の所持状況を確認するとともに、職員が免許取消処分又は免許停止処分を受けた場合に所属長へ報告するよう徹底します。また、各所属におけるコンプライアンスミーティング等の機会を通じ引き続き啓発を行い、職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の円滑な譲渡)</p> <p>(2) 水力発電事業については、中部電力株式会社に対して段階的な譲渡を行うことが合意されており、平成 26 年 4 月までに 2 回の譲渡を終えたところである。</p> <p>残り 5 発電所の譲渡に伴う諸課題については概ね整理されているが、円滑な譲渡に向け、引き続き計画的に対応されたい。</p> <p>また、水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算については、その方法が種々検討されているが、事業会計の実態が明確になるよう、透明性の確保に配慮しつつ、确实かつ適切に行えるよう準備されたい。</p> <p style="text-align: right;">(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容 中部電力株式会社への譲渡に向けて引き続き設備改修、関係法令に基づく国との協議などを進めました。 水力発電事業の譲渡に伴う電気事業会計の清算については、平成 25 年 7 月に設置した庁内ワーキンググループにて検討を進めた結果をもとに、関係部局による全庁的な協議を進めました。</p> <p>2 取組の成果 2 回目の譲渡として、宮川第一、宮川第二及び蓮発電所を平成 26 年 4 月 1 日に中部電力へ譲渡しました。 残る 5 発電所（長、宮川第三、三瀬谷、大和谷及び青田発電所）の水利権譲渡に係る手続き等を進めるとともに、設備課題である青田発電所の導水路復旧を行いました。 また、平成 27 年 3 月 4 日付けで 5 発電所の譲渡に関する契約書を締結しました。 水力発電事業譲渡後の平成 27 年度以降の電気事業会計については、種々検討した結果、平成 26 年度末時点の電気事業会計のすべての資産等を引き継いだうえで、それぞれの実態が明確になるよう水力発電事業の清算（残務整理）と R D F 焼却・発電事業の 2 つのセグメントを設定しました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>水力発電事業については、平成 27 年 4 月 1 日の 5 発電所の譲渡により水力発電所の譲渡が完了し、P C B 廃棄物の保管・処理、企業債の償還や国庫補助金の返還などの残務整理を実施していきます。</p> <p>平成 27 年度以降は、R D F 焼却・発電事業を主体とする電気事業会計とし、「R D F 焼却・発電事業」と「水力発電（残務整理）」のセグメントを設定し、会計として実態を明確にするとともに透明性の確保を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の健全な経営)</p> <p>(3) 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、平成28年度までは企業庁が任意適用事業として運営し、平成29年度から平成32年度までは県(知事部局又は企業庁)が事業主体となることとされている。</p> <p>地方公営企業には、経営に伴う収入で経費を賄うなど、独立採算による事業運営が求められるが、RDF焼却・発電事業単独で見ると、平成24年度以降は、固定価格買取制度の適用に伴い売電収入が増加し、ようやく黒字となり収支が改善してきている。</p> <p>しかし、今後は、平成29年度以降の事業継続を見据えた施設の更新等も見込まれることから、健全な経営が行えるよう、引き続き関係部局とその経営手法について検討を進められたい。(電気事業課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の経営手法については、平成25年7月に設置した庁内ワーキンググループにて検討を進めた結果をもとに、関係部局による全庁的な協議を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>関係部局による全庁的な協議を行った結果、水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、水力発電事業の譲渡が完了する平成26年度末時点の電気事業会計のすべての資産等を平成27年度以降の電気事業会計へ承継という経営手法をとることとしました。</p>
<p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>平成29年度以降のRDF焼却・発電事業について、4年間の費用の積算や収入見込みをもとに、安全かつ安定した事業運営を念頭において、関係部局と十分に協議し、担当する部局を決定していきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(4) 北伊勢工業用水道事業については、平成 26 年 3 月 31 日現在において、契約率は 87.3%と高水準であるものの、受水企業の撤退等に伴い契約水量は減少傾向にあり、未契約水量は 105,140 m³/日となっている。</p> <p>中伊勢工業用水道事業については、平成 25 年度に契約水量の増減はなく、平成 26 年 3 月 31 日現在において、契約率は 54.0%であり、未契約水量は 15,190 m³/日となっている。</p> <p>多度工業用水道事業については、給水先工場の操業廃止に伴い平成 26 年 10 月から給水を停止する見込みである。</p> <p>新規企業立地の停滞や節水型企業の増加など厳しい状況にあるが、関係部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。(工業用水道事業課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>工業用水道事業の需要拡大の取組としては、企業誘致担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組みました。</p> <p>平成 26 年度は、企業等から 9 件の新規給水に関する問い合わせがあり、料金や工事費負担金等の説明を行いました。</p> <p>また、新規受水企業への工業用水道整備に係る補助制度の拡充について、他県等と連携して国への要望活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年度は北伊勢工業用水道事業で 5 件、690 m³/日の新規契約を行いました。</p> <p>また、中伊勢工業用水道事業においては平成 28 年 1 月 1 日給水開始に向けて 1 件、2,100 m³/日の新規契約を行いました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も企業誘致担当部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し迅速に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。</p> <p>また、地下水等を利用している既存の企業に対し、工業用水道への転換等新たな需要開拓を図るなど、営業活動に努力していきます。</p> <p>今後も引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 980,122 円（対前年度比 151.1%）あり、前年度と比べて 331,399 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。（北勢水道事務所）</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 土地使用料の徴収誤りにより収入戻出を 2 件行っていた。（北勢水道事務所）</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 納期内に収納されていないものについては、速やかに督促状を送付するとともに、電話でも催告等を行っています。平成 25 年度末現在の未収金 980,122 円のうち 343,822 円については、恒常的な延滞者による未収金であるため、訪問による催告も行っています。それ以外の未収金 636,300 円については、債務者に差し押さえることができる財産がない等の事情が継続して認められることから、債権管理条例第 11 条第 1 号に基づき徴収停止措置をとりました。</p> <p>(イ) (1) 土地使用料の徴収誤り 2 件は目的外使用許可申請の許可時に数量を誤って多く許可したことが原因です。この事案を受けて、その他の許可内容についても再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 上記取組の結果、徴収停止措置をとった 636,300 円を除く未収金 343,822 円については、平成 26 年 6 月までに回収しましたが、以後の工業用水道料金について納期内の納付がされておらず、恒常的な延滞の解決には至っていません。</p> <p>(イ) (1) 上記取組の結果、徴収誤りはなく、収入戻出は発生していません。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 地域機関分</p> <p>(ア) 未収となった際は、今年度同様、速やかに督促状を送付するとともに、電話催告等による働きかけを行います。</p> <p>(イ) (1) 同様の事例が発生することのないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 委託業務	
(1) 【北勢水道事務所建物警備業務委託】	
契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(北勢水道事務所)
(2) 【ポリ塩化ビフェニル（特別管理産業廃棄物）処理委託】	
契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
履行確認書が作成・交付されていなかった。	(中勢水道事務所)
(3) 【ダイオキシン類調査業務委託】	
契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(水質管理情報センター)
イ 公共工事	
(1) 【三滝川水管橋漏水復旧工事（一期・大協町）】	
工事カルテの登録が行われていなかった。	(北勢水道事務所)
ウ その他支出事務	
(1) 前渡資金精算書を作成すべき月に作成されていないものがあった。	(財務管理課)
講じた措置	
平成 26 年度	
1 実施した取組内容	
ア 委託業務	
(1) 暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。	(北勢水道事務所)
(2) 契約保証金の記載漏れについては、同様の事例が発生しないよう、契約書の記載項目について複数人で照合を行うこととしました。	
また、暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。	
履行確認書の作成漏れがないよう、担当者により相互チェックを行うこととしました。	(中勢水道事務所)
(3) 契約保証金の記載漏れについては、同様の事例が発生しないよう、契約書の記載項目について複数人で照合を行うこととしました。	
暴力団等排除条例等の対応に係る記載漏れについては、記載が必要となったにもかかわらず、旧様式を使用していたため、記載漏れが発生したものです。契約書への契約解除条項の記載と合わせて、仕様書に不当介入を受けた場合の措置条項を特記仕様書として追加することなど様式を見直し、新様式による契約書作成を徹底することにより、同様の事案が発生しないよう取り組みました。	(水質管理情報センター)
イ 公共工事	
(1) 複数の担当者がチェックを行うこととし、登録漏れが起らないよう取り組みました。	(北勢水道事務所)
ウ その他支出事務	
(1) 資金前渡により支出を行いました。支出した月は未精算であったため、前渡資金精算書の作成をしていませんでした。	
今後は、毎月の前渡資金を複数人で把握して、前渡資金精算書を作成することとしました。	(財務管理課)
2 取組の成果	
ア 委託業務	
(1) (2) (3) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。	(北勢水道事務所、中勢水道事務所、水質管理情報センター)
イ 公共工事	
(1) 上記取組の結果、登録の漏れは発生していません。	(北勢水道事務所)
ウ その他支出事務	
(1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。	(財務管理課)

平成 27 年度以降（取組予定等）

ア 委託業務

- (1) 今後も適正な事務処理に心がけ、記載等漏れが生じないよう取り組みます。 (北勢水道事務所)
- (2) (3) 今後も担当者による相互チェックを行い、適正な事務処理に取り組みます。
(中勢水道事務所、水質管理情報センター)

イ 公共工事

- (1) 登録漏れが起こらないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。 (北勢水道事務所)

ウ その他支出事務

- (1) 前渡資金精算書の作成漏れがないよう、引き続き適正な事務処理に取り組みます。 (財務管理課)

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可において、使用料を減免しているものについて、減免理由が決裁書に記載されていないものがあった。</p> <p>(2) 公舎台帳が整備されていなかった。 (北勢水道事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 物品標示票が貼付されていない準備品があった。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>ウ 金品亡失</p> <p>(1) 敷鉄板の盗難 (損害額 493,000 円)</p> <p>(2) 資材運搬装置の損傷 (修理代 388,500 円) (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>エ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度に取得した公共用地の未登記が未だ 4 筆 (一部面積未確定) ある。</p> <p>① 過年度 1 筆 13.20 m² (北勢水道事務所)</p> <p>② 過年度 3 筆 面積未確定 (三瀬谷発電管理事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 減免したものについては、起案に減免理由を記載することを徹底しました。</p> <p>(2) 公舎台帳を整備しました。 (北勢水道事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 早急に物品標示票を貼付するとともに、他の準備品についても貼付漏れがないかを再度確認しました。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>ウ 金品亡失</p> <p>(1) 盗難被害にあった箇所は、誰でも進入可能な場所であったため、盗難が発生したと思われます。このことから、以下の盗難対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年 6 月に速やかに警察へ被害届を提出しました。 上記同日、敷鉄板を設置していた崩落箇所へ簡易バリケードを設置し、地元関係者へ入場と進入車両の制限をお願いしました。 平成 25 年 10 月には当該箇所への進入経路である林道を地元関係者や林道管理者と協議して通行止めとし、簡易ゲートを設置して入場管理を行いました。 <p>(2) 宮川第三発電所については、施錠やフェンス及び赤外線センサーの対策をしていましたが、何者かが発電所構内に侵入し、資材搬入用モノレールを専用格納庫から操作し、モノレール及び格納庫を破損したものと考えられます。このことから、以下の対策を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 2 月の委託業者による定期点検時に被害を発見したため、速やかに警察へ被害届を提出しました。 フェンス及び赤外線センサーについて再度確認を行い、異常がないことを確認しました。また、職員及び委託業者に対して、確実な施錠を徹底しました。 業者によるモノレール及び専用格納庫の分解点検修理を行い、正常に動作することを確認しました。 (三瀬谷発電管理事務所) <p>エ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ①未登記になっている 1 筆については相続問題が関係しているため、平成 27 年 1 月に弁護士に法律相談を行いました。 (北勢水道事務所)</p> <p>②未登記地には共有地になっているものがあり相続人が多数発生していることから、交渉相手となる代表者の調査を続けていましたが判明しなかったため、今後の処理について中部電力株式会社と協議を行いました。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) (2) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。 (北勢水道事務所)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>ウ 金品亡失</p> <p>(1) 上記取組の結果、金品の盗難は発生していません。</p> <p>(2) 上記取組の結果、部外者の侵入による固定資産の損傷等は発生していません。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>エ 公共用地の未登記</p> <p>(1) ①平成 27 年 1 月に弁護士に法律相談を行った結果をもとに、相続問題の解決を進めていきます。</p>

②未登記となっている土地はいずれの土地も工作物がなく発電所運営に支障となるものではないことから、未登記の状況を中部電力株式会社に説明し、現状のまま引き継ぐことで了解を得ました。
(北勢水道事務所)
(三瀬谷発電管理事務所)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

ア 財産管理状況

(1) (2)適正な事務処理を行うよう、引き続き取り組みを続けます。 (北勢水道事務所)

イ 物品等の管理状況

(1) 平成 27 年度以降は中部電力株式会社に施設が譲渡されるため管理対象外になります。
(三瀬谷発電管理事務所)

ウ 金品亡失

(1) (2) 平成 27 年度以降は中部電力株式会社に施設が譲渡されるため管理対象外になります。
(三瀬谷発電管理事務所)

エ 公共用地の未登記

(1) ①引き続き、相続問題の解決が早期にできるよう取り組んでいきます。 (北勢水道事務所)

②中部電力株式会社に現状のまま引き継ぎました。

(三瀬谷発電管理事務所)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が9件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (財務管理課)</p> <p>(2) 工事等及び物件等で入札を中止したものが6件あった。このうち、開札後に中止したものが3件あった。 (北勢水道事務所)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが2件あった。 (水質管理情報センター)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延しているものがあった。 (北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) 仕様書に合致した物品が存在しないことが判明したため、案件を取り止めたものです。今後は、仕様書を複数人でチェックするとともに、仕様に該当する物品についてあらかじめ複数人で調査することとしました。 (財務管理課)</p> <p>(2) 積算誤り5件と中止すべき1者入札と錯誤し入札を中止したことによる1件によるもので、設計額の積算にあつては担当課長と担当者のチェックに加え、担当課以外の課長によるチェックを行うことによりチェック体制を強化しました。また、1者入札については、入札を中止すべき場合を要綱等で再確認することにより誤りが生じないよう取り組みました。 (北勢水道事務所)</p> <p>(3) 入札を中止した2件は、設計額積算にあたり、市場価格を調査するために、複数の関係企業に対して参考見積の提出を依頼しましたが、提出された見積額に錯誤があったことに気付かず設計額を積算したものです。錯誤を防ぐため、仕様書の記載を見直し、分かり易い記載としました。また、設計額積算にあたっては、複数人でチェックを行うこととしました。 (水質管理情報センター)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 金品亡失(損傷)報告書の提出が必要な場合について再確認を行うとともに、事務所内に周知し、提出が遅延しないよう取り組みました。 (北勢水道事務所)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1)(3) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。 (財務管理課、水質管理情報センター)</p> <p>(2) 上記取組の結果、積算誤り、手続誤りによる中止は発生しませんでした。設計積算システムの不具合による中止が1件発生しました。 (北勢水道事務所)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 上記取組の結果、同様の事案は発生していません。 (北勢水道事務所)</p>
<p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>(1) 引き続き仕様書を複数人でチェックし、仕様に該当する物品についても複数人で調査することとします。 (財務管理課)</p> <p>(2) 誤りが生じないよう、引き続きチェック体制を強化し、要綱等に基づき適正に業務を進めます。 (北勢水道事務所)</p> <p>(3) 引き続き仕様書の分かり易い記載、複数人によるチェックにより錯誤を防止し、入札事務を適正に実施します。 (水質管理情報センター)</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>(1) 今年度同様、金品亡失がないよう注意するとともに、発生した場合においては、金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延しないよう業務を進めます。 (北勢水道事務所)</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故 (物損額: 県 668,210 円) (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合: 県 100%・相手 0%) (物損額: 県 0 円・相手 178,461 円) (中勢水道事務所)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>企業庁全体の取組として、公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター(津市)において、平成26年9月に2回、平成27年1月に2回の計4回開催しました。(参加職員数53人)</p> <p>さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を平成26年7月に実施しました。(参加職員数19人)</p> <p>なお、所属長会議等において、各所属での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取り扱いに関する意識啓発を依頼し、各所属では全体会議等の際に意識啓発を行いました。</p> <p>また、三重県環境生活部主催の「無事故・無違反チャレンジ123」に企業庁全体で40チーム120人の職員が参加し(職員参加率52.4%)、事故防止の意識向上に取り組みました。</p> <p>北勢水道事務所の物損事故は、一旦停止を無視した相手側車からの接触によるものです。事故防止の意識向上のため、交通安全セミナーに12名、緊急自動車交通安全研修に12名、無事故・無違反チャレンジ123に2チーム参加するとともに、交通安全に留意し公用車を運転することに取り組みました。</p> <p>中勢水道事務所の物損事故は、本人の不注意により発生した事故であり、本人に厳重注意を行いました。所属職員に対しては、交通安全・県有財産管理意識の高揚を図るため、毎月1回朝礼時の注意喚起に加えて、公用車への交通安全標語の掲示を行うこととしました。また、交通安全セミナーに5名、緊急自動車交通安全研修に5名、津地域交通安全研修に29名、無事故・無違反チャレンジ123に6チーム参加しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の向上に努めましたが、平成26年度において、企業庁全体で公用車事故が2件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。</p> <p>なお、北勢水道事務所及び中勢水道事務所においては、上記取り組みの結果、交通事故は発生していません。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の向上に努めるとともに、企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の向上に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全セミナー → 4回開催予定(平成27年9月頃に2回、平成28年1月頃に2回) ・緊急自動車交通安全研修 → 1回開催予定(平成27年6月頃)

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (平成 25 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営) (1) 平成 25 年度の病院事業会計の収益的収支は、約 2 億 1,880 万円の赤字(純損失)であり、前年度に比べ約 236 万円赤字額が増加している。 また、病院事業全体では、約94億6,628万円の累積欠損金が生じているなど厳しい状況が続いている。 平成25年度末の正味運転資本(内部留保資金)は、前年度より約1億903万円増加し、約12億996万円(流動資産約17億4,860万円から流動負債約5億3,864万円を差引いた額。流動資産のうち現金預金は約12億4,441万円)となっている。 病院事業庁では、病院事業の経営を中期的な観点から計画的に推進するため「三重県病院事業 中期経営計画(平成25年度～平成27年度)」を策定し、各年度における成果目標等の進行管理を行っている。しかし、平成25年度は、目標未達成の項目が見受けられるので、各病院の取組成果や課題を踏まえたうえで、引き続き計画の着実な推進を図られたい。 また、県立病院に求められている役割・機能等を十分に踏まえつつ、それぞれの病院が安全・安心で良質な医療を継続的に提供できるよう取り組むとともに、引き続き経営の健全化を図られたい。 (県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」については、その着実な推進を図るため、計画期間中の各年度における具体的な取組や目標を掲げる「年度計画」を策定しています。 「平成 26 年度 年度計画」における取組や成果目標の状況等については、毎月開催している病院長若しくは運営調整部長を構成員とする会議等を通じて、適時、的確に把握し、課題等についての確に対応できるよう、随時、協議・調整を行いました。 また、国等の医療政策の動向を適宜把握するとともに、これらに的確に対応できるよう各病院と情報共有、意見交換を行いました。</p> <p>2 取組の成果 平成 26 年度は、こころの医療センターにおいて、精神科救急・急性期医療や高度・先進医療の推進及び訪問看護等のアウトリーチサービスの充実に取り組み、一志病院においては、地域に最適な包括的で全人的な医療の体制づくりに向け、家庭医療の充実及び多職種連携の取組の推進に努めるとともに、志摩病院においては、地域の中核病院として、診療体制の一層の回復・充実を図るなど、概ね目標に添った病院運営を行うことができました。 さらに、県立県営の 2 病院にあっては、前年度に引き続き、経常損益の黒字を維持するなど、経営面での健全性についても確保することができました。</p>
<p>平成 27 年度以降(取組予定等) 平成 27 年度は「三重県病院事業 中期経営計画(平成 25 年度～平成 27 年度)」の最終年度として、同計画に掲げた診療機能、人材育成、健全経営等に関する目標の達成に向けた病院運営を推進していくなど、それぞれの病院が県民の皆さんに安全で良質な医療サービスを安定的かつ継続的に提供できるよう取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 25 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営</p> <p>ア 新たに整備した外来棟の有効活用による外来収益の増加や、適切な病床運用による稼働率と診療単価の向上などにより、経営の健全化を図られたい。</p> <p>また、国の医療政策において、「入院医療中心から地域生活支援中心へ」という精神科医療の方向性が示されている中、病院機能の再編・推進を継続し、訪問看護などのアウトリーチサービスや、作業療法、デイケアといった日中活動支援を進められてきているが、引き続き、地域生活支援体制の充実に取り組まれたい。</p> <p>さらに、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療、精神科早期介入・予防などの先進的医療の取組により、今後とも精神科医療の中核病院として求められる役割や機能の充実に図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>外来診療については、新たに整備した外来棟を活用して、アルコール外来やもの忘れ外来の診療枠を拡充するとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスにおける体制の強化や、作業療法、デイケアといった日中活動支援の一層の充実に向けた検討を進めました。入院診療については、急性期病棟への医師の重点的な配置により、機能強化を図りました。</p> <p>また、精神科救急・急性期医療については、県内精神科医療の中核病院として、三重県精神科救急医療システムにおける支援病院の役割を担うため、休日・時間外などの救急患者の受入れに対応するとともに、自傷・他害のおそれがある場合に実施する措置鑑定診察の要請に対しては、積極的な受入を行いました。</p> <p>さらに、アルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療を推進するとともに、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年度に取り組んだ診療体制の強化等により、外来患者数や訪問看護件数の増加につなげることができました。また、経常損益についても、前年度に引き続き、黒字を確保することができました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、精神科救急・急性期医療などの政策的医療やアルコール依存症治療、認知症治療などの高度先進医療、さらには、精神疾患に悩む若者に対する早期介入・早期支援を進めるとともに、訪問看護等のアウトリーチサービスや作業療法、デイケアといった日中活動支援等による地域生活支援をより一層充実させるべく取り組んでいきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 25 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営</p> <p>イ 地域の過疎化・高齢化が進む中、引き続き家庭医療を中心とした地域医療や予防医療、在宅療養支援を進めるとともに、三重大と連携し、家庭医（総合診療医）の育成拠点として医師や看護師など地域医療を担う人材の育成に取り組んできているところである。</p> <p>また、これからの地域医療には、保健、医療、福祉を包括した取組が必要であり、その体制の整備が求められていることから、医師や看護師等の医療関係者、ケアマネージャーや社会福祉士等の福祉関係者、保健師等の保健関係者などが参加し、情報交換会や講演会など多職種が連携して地域包括ケアを推進する事業を実施したところである。</p> <p>引き続き、多職種が連携した取組を進めるとともに、全人的な医療に精通した家庭医が中心となり、関係機関や住民とともに、地域に最適な医療の体制づくりに取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（一志病院）</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>幅広い臨床能力を有する家庭医を中心とした医療の提供とともに、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりのため、医師や看護師、ケアマネージャー、社会福祉協議会職員、保健師などの多職種が連携した取組の継続と、新たに、民生・児童委員などの地域住民の参画を得た取組を実施するなど、地域内の一層の連携を図る基盤づくりを推進してきました。</p> <p>また、家庭医（総合診療医）育成拠点施設として、三重大と連携し、初期研修医や医学生の積極的な受入れなどの人材育成に取り組むとともに、地域医療等に関する研究を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>訪問診療や訪問看護、予防医療などを含めた家庭医療について、多職種連携に取り組みながら推進したことにより、地域医療において、大きく貢献することができました。また、経常損益についても、前年度に引き続き黒字を確保することができました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も、地域に最適な包括的で全人的な医療体制づくりに向け、家庭医療を推進するとともに、多職種連携の取組を一層充実させていきます。</p> <p>また、家庭医療の人材育成や地域医療等に関する研究の一層の充実にも努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 平成 25 年度決算と中期経営計画に基づく病院事業の運営</p> <p>ウ 指定管理者にあつては、内科及び救急・総合診療科を中心とした常勤医師の確保などにより、入院・外来機能、救急診療機能などの段階的な回復に努め、診療体制の充実を図っているところである。病院事業庁においては、今後とも地域の中核病院としての役割・機能を担えるよう、基本協定や業務報告等に基づきその運営状況を適時・的確に把握しながら、指定管理者と十分に協力・連携することにより、引き続き、各診療科の常勤医師や看護師の確保など診療体制の充実を図るとともに、地域医療の確保・推進に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年度については、前年度に引き続き、病院事業庁と指定管理者（地域医療振興協会）の代表者等により年 2 回開催する管理運営協議会や毎月の業務報告書の聴き取り等において運営状況の詳細把握を行いながら、課題等について協議・調整を行うとともに、病院運営の状況の周知及び地域の皆さんの意見を病院運営に反映させるため「地域の皆さんとの懇談会」を開催しました。</p> <p>また、三重大学に対する医師派遣の要望活動についても、病院事業庁と指定管理者が連携し、合同で実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>内科系の救急患者受入態勢について、平日のみ実施していた準夜間（17:15～22:30）までの受入を土曜日、日曜日、祝日も含めた全日にわたっての受入に拡充を図りました。また、消化器外来を新たに開設して紹介制に抛らない診療を実施するとともに、一般病棟の稼働病床数を 15 床増加させ 147 床の稼働へと拡充させるなど、診療体制の充実を図ることができました。</p> <p>これらの取組により、入院患者及び外来患者数が増加したことで、医業収益も前年度を上回ることができました。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も指定管理者と連携しながら、関係機関への要望や調整等を進めていくなど、一層の診療体制の回復・充実に取り組んでいきます。</p> <p>その中で、内科系の救急受入態勢のさらなる拡充に努めるとともに、小児科の入院機能や産婦人科の外来機能の拡充など、一層の診療体制の充実に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(ア) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された情報公開請求（複写・送料）代金の収納処理が遅延しているものがあった。 (県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>窓口等で直接現金等を収納した場合は、速やかに取扱金融機関へ払込み手続きを行うことや、取扱金融機関の営業時間外に収納した場合の取扱い等について、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>現金収納事務を適正に実施することができました。</p> <p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、収入業務に対する意識を高めるとともに、会計知識の一層の向上に取り組み、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(ア) 平成25年度末における病院事業庁全体の診療費自己負担金の未収金（過年度収入未済額）は、前年度と比べて約506万円減少し、約3,879万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成25年度中に約714万円を回収（会計上の減額処理約238万円と合わせ約952万円減少）しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成25年度においては、約446万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月に、病院毎に作成していた未収金対策関係の方針・指針等を「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策等を進めているところです。</p> <p>平成 26 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、医業未収金担当者会議の開催等を通じて、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1) 回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②正当な理由なく支払がない場合は、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③回収困難な債権については、弁護士事務所へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2) 発生防止対策</p> <p>①入院時に、入院費用や高額療養費制度に係る説明資料を患者等に配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②病院内の各部門が連携し、患者の状況に応じて利用可能な公費負担制度等の説明やその申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との連携促進などを通じて、病院内の情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 3 月までに 10 件の法的措置を実施しました。(平成 25 年度は 11 件実施) ・平成 27 年 3 月までに約 3,574 万円の債権を、弁護士事務所へ回収委託しました。
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士事務所への回収委託等の事務については、本庁（県立病院課）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制できるよう努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 患者自己負担額の算定誤り等により収入戻出を2件行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) つり銭資金管理簿の現在高について、誤った金額を記載していた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 現金納付された私用電話代やコピー代の収納処理が遅延しているものがあった。 (一志病院)</p> <p>(4) 現金納付された研修医食事代のうち、領収書を交付していないものがあった。 (一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 適正な患者自己負担額を算定するよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(2) つり銭資金管理簿の現在高について、金種別金額の合計額に訂正するとともに、適正に管理するよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 現金納付から収納処理に至るまでの一連の事務手続きを適切に行うよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(4) 今後、研修医食事代等の現金納付を受けた場合にあっては、必ず領収書を交付するよう職員に周知徹底を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 職員相互のチェック機能を強化した結果、適正に患者自己負担額の算定を行っています。</p> <p>(2) つり銭資金を適正に管理しています。</p> <p>(3)(4) 収入業務について、適正な事務手続きを維持しています。</p>
<p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 患者自己負担額の算定について適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(2) 現金管理について適正な事務処理に努めていきます。</p> <p>(3)(4) 三重県病院事業会計規程等の諸規程に留意し、収入業務に対する意識を高めるとともに、会計知識の一層の向上に取り組み、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【エレベータ設備（病棟）保守点検業務委託】	（こころの医療センター）
・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
(2) 【医療情報システム院内ネットワーク等構築工事設計業務委託】	（こころの医療センター）
・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
(3) 【医事電算業務委託】	（一志病院）
・契約締結同等に業務の名称、履行期間、契約金額、契約の相手方等の記載がなかった。	
・契約伺い等に契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
(4) 【薬剤情報提供に係るオンラインデータメンテナンス業務委託】	（一志病院）
・契約伺い等に契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	
・契約書に契約保証金についての記載がされていなかった。	
・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
イ 物品等購入	
(1) 消耗備品の購入手続において、検査記録がないものがあった。	（こころの医療センター）
ウ その他支出事務	
(1) 委託料の支払金額の誤りにより支出戻入が発生していた。	（こころの医療センター）
(2) 資金前渡の精算が行われていなかった。	（こころの医療センター）
講じた措置	
平成 26 年度	
1 実施した取組内容	
ア 業務委託	
(1) (2) 契約書に暴力団等の不当介入時における受託事業者の対応を記載しました。	
(3) (4) 施行伺いに契約業務の名称や契約保証金に関する事項等の必要事項を漏れなく記載するとともに、契約書には最新の契約条項を適用すること等、職員に周知徹底を図りました。	
イ 物品等購入	
(1) 検収記録の記載不備がないよう、職員に周知徹底を図りました。	
ウ その他支出事務	
(1) 受託者と協議し、誤解が生じないよう、請求書の様式を見直しました。	
(2) 受入時や返納時等において、精算手続きの漏れがないよう、職員に周知徹底を図りました。	
2 取組の成果	
ア 業務委託	
(1)～(4) 職員相互のチェック機能が強化され、施行伺いから完成・支払までの一連の事務手続きを適正に行っています。	
イ 物品等購入	
(1) 検収記録の正確な記載が維持できています。	
ウ その他支出事務	
(1) 様式の見直しにより、適正な支出事務を確保しています。	
(2) 資金前渡業務の手続きを適正に実施しています。	
平成 27 年度以降（取組予定等）	
三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、担当職員の会計知識の一層の向上に取り組むとともに、職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。	

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の認定に必要な書類が添付されていなかった。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 通勤手当の認定に誤りがあった。(4件) (こころの医療センター)</p> <p>(3) 通勤手当の認定に誤りがあった。(2件) (一志病院)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 認定に必要な書類に漏れがないよう、職員に周知徹底を図りました。</p> <p>(2) (3) 有料道路利用時の手当が過少支給となっていたことから、直ちに再算定のうえ、追給を行うとともに、職員間のチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) 事務手続きを適正に行い、算定誤りの防止に努めています。</p> <p>(3) 正しい手当額による認定及び支給を行っています。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び同条例施行規程に留意し、適切な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 行政財産の目的外使用許可において、4月1日からの使用に対し、5月14日付けで測定し納入通知書を発行していた。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 公舎の使用に関し入居期間の更新手続を行っていなかった。 (こころの医療センター)</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 備品標示票が貼付されていない備品があった。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 不用物品の処分の際に、不用決定・不用物品処分決議書が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 手続きに必要な土地評価額等の情報を早期に把握し、事前に準備を進めるなど、使用許可関係の手続きが遅延することのないよう、適正な事務処理を行いました。</p> <p>(2) 利用者及び担当者の事務手続きの簡素化を図るため、「看護宿舎管理要綱」及び「医師公舎管理要綱」を見直し、入居資格に該当しなくなった時以外は、入居期間を自動更新することができるよう改正を行いました。</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、備品を適切に管理していくうえで、取得時の備品表示票の貼付を徹底するとともに、年2回の自己検査点検の際、特に指摘事項に留意して、点検者相互のチェック体制の強化を図りました。</p> <p>(2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、不用物品を処分する際は、不用決定・不要物品処分決議書を作成するよう徹底するとともに、年2回の自己検査点検の際、特に指摘事項に留意して、点検者相互のチェック体制の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>公有財産の使用許可・更新に際して、事務手続きが正確に実施できるよう、改善することができました。</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>物品管理について、適正な事務手続きを維持しています。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、財産管理に対する意識を高め、適切な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況 事務処理誤りにより入札を中止した事案が4件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 物件等で入札を中止したものが4件あった。 (こころの医療センター)</p> <p>(イ) その他事務管理体制 事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 消費税及び地方消費税に関し、不課税仕入れとして処理すべきものを課税仕入れとして処理しているものがあった。 (こころの医療センター)</p> <p>(2) 預り有価証券整理簿が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p><u>平成26年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 工事、物件等における入札中止状況 (1) 発注時における参加資格条件について適切な条件となるよう、職員相互のチェック体制を強化しました。</p> <p>イ その他事務管理体制 (1) 「病院事業会計 消費税の手引き」を再確認し、「課税」「不課税」「非課税」の区分の理解を深め、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、預り有価証券整理簿を作成し、有価証券類の適切な管理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 工事、物件等における入札中止状況 (1) 職員相互のチェック体制を強化した結果、事務処理誤りを防止し、適正に処理しています。</p> <p>イ その他事務管理体制 (1) 消費税及び地方消費税の区分を適正に処理しています。</p> <p>(2) 有価証券による契約保証金の管理を適正に行っています。</p>
<p><u>平成27年度以降（取組予定等）</u></p> <p>三重県病院事業庁会計規程等の諸規程に留意し、担当職員の会計知識の一層の向上に取り組むとともに、職員間のチェック機能の強化を図り、適正な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (政務活動費の適正な執行)</p> <p>(1) 平成25年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、条例施行規程及びガイドラインの規定に基づき内容を確認した結果、返還を要する事例はなかったものの、収支報告書の記載が不十分なものなど、取扱いに改善を要する事例等があった。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、政務活動費の、より一層適正な執行の確認に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
講じた措置
<u>平成26年度</u>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>指摘された収支報告書の記載が不十分な事例については、議員と内容の確認を行い、提出された修正届に基づき収支報告書を修正しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>収支報告書に記載すべき内容について、改めて確認・修正したことにより、透明性の確保が図られました。</p>
<u>平成27年度以降(取組予定等)</u>
<p>収支報告書に記載すべき内容について、議員に周知するとともに、議会事務局が行う収支報告書の確認作業については、複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 情報公開文書複写料に係る現金収納票の払出日が金融機関領収日と異なっていた。</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 会計職員が、改めて、独自に点検作業を行うとともに、会計規則の運用についての正しい解釈を確認・共有しました。</p> <p>2 取組の成果 独自に行った点検作業により、同様に誤った事務処理が 1 件あったため、現金日計表の日付について、銀行へ払い込んだ日に修正を行いました。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 収入に関する事務 引き続き適正な会計処理を行っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>物品等購入等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 物品等購入</p> <p>(1) 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。(議事課)</p> <p>イ その他支出事務</p> <p>(1) 振込手数料を誤って資金前渡し、歳出戻入を行っていた。(総務課)</p>
講じた措置
<p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>議会事務局職員全員を対象に、会計規則の運用についての正しい解釈を確認・共有しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 契約関係書類への暴力団排除条例等に係る記載を徹底するとともに、担当者と会計職員が他の記載事項も含めて複数チェックを行うことにより、適正に処理できました。</p> <p>(2) 相手先に、振込方法について確認等を行ったことにより、口座振替通常払いによる支払方法に変更いたしました。</p>
<p><u>平成 27 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>引き続き適正な会計処理を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失（損傷）</p> <p>(1) パソコンの損傷（修理代 121,779 円）</p> <p style="text-align: right;">（監査・審査課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>事務局内のミーティングにおいて、物品の取扱いについて細心の注意を払うよう注意喚起しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>上記取組の結果、職員の物品管理意識が高まり、同様の事案は発生していません。</p> <p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も事務局内のミーティング等において物品の適正管理について注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 財産管理等の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 物品等の管理状況 (1) 物品標示票が貼付されていない備品があった。</p> <p>(2) 事務管理体制 ア 工事、物件等における入札中止状況 事務処理誤りにより入札を中止した事案が1件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(職員課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 財産管理等の状況 ア 物品等の管理状況 速やかに、物品標示票を貼付しました。</p> <p>(2) 事務管理体制 ア 工事、物件等における入札中止状況 入札手続きの各段階におけるチェック体制を再確認しました。</p> <p>2 取組の成果 上記の取組により、適正な事務処理が図られました。</p> <hr/> <p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u> 引き続き、管理・チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (個人情報の流出防止等)</p> <p>(1)個人情報を含む文書や電子媒体等を所属長の許可を得ることなく持ち出し、紛失した事案等が、平成 25 年度に公立小学校において 1 件、26 年度にも公立中学校及び県立学校において発生している。 今後は、個人情報の持ち出しにかかる許可制度を一層厳正に運用するとともに、その適正な管理について、すべての教職員に更なる周知徹底等を図り、このような事案が発生することのないよう、強く自覚を促して、再発防止に努められたい。 (教育総務課、小中学校教育課、高校教育課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>個人情報等の持ち出しや紛失は児童生徒及び保護者のプライバシーや安全を大きく損ねるだけでなく、県民の公教育に対する信頼を失墜させることにつながることから、個人情報等の適正管理について下記のとおり取組を実施しました。</p> <p>平成 26 年 5 月 15 日に、県立学校に対して個人情報の適正管理についての注意喚起を通知しました。また、7 月 1 日に、学校情報ネットワーク情報化推進員連絡会を開催し、情報の適正な管理等を行うために、外部の専門家による「情報セキュリティ研修会」を実施しました。7 月には教育委員会事務局職員に強く自覚を促すため、職員危機管理研修のテーマを「事例に学ぶ個人情報保護制度」「演習 USB メモリー紛失」とし、研修を実施しました。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、個人情報の保護等を研修のテーマとして取り上げた学校危機管理専門研修を 11 月から 12 月にかけて県内 3 カ所で実施しました。 (教育総務課)</p> <p>個人情報等の適正管理に関する意識向上と未然防止に向けた組織的な取組が推進されるよう、各市町等教育委員会をとおして、各学校へ周知徹底を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 5 月 「個人情報等の適正管理について」を各市町等教育委員会事務局所管課長へ通知 ・平成 26 年 8 月 各公立小中学校の管理職や教務担当者を集めて開催する「管理職セミナー」、「教務担当者会議」等で、個人情報等の適正管理について周知徹底 ・平成 26 年度中 各公立小中学校において、個人情報等の取扱いについて、「個人情報等に関するセルフチェックシート」等の資料を活用した点検を実施 (小中学校教育課) <p>平成 25 年度には、県立高等学校では個人情報紛失に係る事案は発生していませんが、個人情報に係る管理の重要性に関する認識について、(1) 教職員の意識向上、(2) 個人情報の管理体制の確認の観点から、各校に再度指導しました。(県立学校長会議 (4 月 11 日)、県立学校教頭会研修会 (4 月 18 日))</p> <p>しかし、平成 26 年 5 月に 1 件個人情報紛失事案が発生したため、当該校のみならず、すべての県立学校に対し前述 (1) (2) の指導を再度行いました。</p> <p>具体的な対策事項は以下のとおりです。</p> <p>(1) 意識向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を含む文書類の管理に関する各学校のルールを、年度始めの職員会議等で全教職員に周知徹底する。 ・教職員の意識向上に向けた取組と管理体制の徹底を図る。各校の「セルフチェックシート」を活用することで、セルフチェックの習慣化を図る。 <p>(2) 個人情報の管理体制の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は、各学校における個人情報管理に関する状況の確認、改善と、教職員の意識向上に向けた取組を年間計画に位置付けるなどして推進する。 ・職員室等の部屋ごとに「個人情報管理責任者」を定め、各部屋の教職員及びグループ全体の個人情報保護の状況確認を担当する。 (高校教育課) <p>2 取組の成果</p> <p>連絡会、研修会により各学校へ情報管理等についての啓発を図りました。また、個別に依頼のあった学校についても情報セキュリティ研修を実施するなどの支援を行いました。</p> <p>今後も個人情報の流失の防止につながるよう、継続して職員の意識啓発を粘り強く行っていきます。(教育総務課)</p> <p>各学校に配付した「セルフチェックシート」を活用した点検、管理職による指導をとおして、個人情報等の適正管理についての意識向上が図られています。 (小中学校教育課)</p> <p>平成 26 年度に個人情報の紛失事案が 1 件発生しています。当該校に対し指導を行うとともに、定期考査実施時期等、適切な時期を捉えて、県立学校長会議においてすべての県立学校に注意喚起を行っています (高校教育課)</p> <p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>平成 27 年度も「情報セキュリティ研修会」を開催するとともに、学校からの依頼により情報セキュリティに係る個別支援を行います。また、教育委員会事務局職員を対象とした職員危機管理研修において、個人情報保護についての研修を実施します。加えて公立小中学校、県立学校の教職員を対象に、学校危機管理専門研修を実施し、職員の意識啓発に努めます。 (教育総務課)</p> <p>今後も引き続き、「管理職セミナー」、指導主事訪問等で、個人情報等の適正管理について周知徹底を図ります。 (小中学校教育課)</p> <p>平成 27 年度以降も、年度当初の県立学校長会議、教頭会研修会で、個人情報の適正な管理について厳重に指導助言するとともに、定期考査の時期など、個人情報を多く扱うことが予想される時期に、上記 (1)、(2) の観点を踏まえて注意喚起を行ってまいります。 (高校教育課)</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底) (2)平成 25 年度の懲戒処分については、飲酒運転事故等により 5 人が免職処分となるなど前年度から 6 人増の 15 人が処分されており、26 年度においても 9 月 30 日現在で、酒気帯び運転等により既に 8 人が懲戒処分となっている。これらの事案は公教育に対する県民の信頼を著しく損なうものであることから、あらためてその原因を分析し、法令遵守及び服務規律の徹底を図るとともに再発防止に努められたい。 また、運転免許が失効した状態のまま、公用車を運転していた事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、チェック体制を構築するとともに、法令遵守の徹底を図り、再発防止に努められたい。 (教職員課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保について通知し(7月、11月)、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。 (2)懲戒処分を行った際に、その概要を県立学校長及び市町等教育委員会へ送付して、事案内容を周知し、教育公務員の使命と職責について再度確認する機会としました。 (3)県立学校については、管理職を中心に学校の実情に応じたコンプライアンス・ミーティングを実施するよう依頼しました。(4月) (4)県立学校長会議や市町等教育長会議等において、事例をもとに、教職員の綱紀粛正及び服務規律の確保についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。 (5)初任者研修(4月)、常勤講師研修会(5月、6月)、教職 6 年次研修(5月)、教職経験 11 年次研修(7月、8月)の各研修において、服務規律の確保について講義をしました。また、初任の管理職(校長、準校長及び教頭)を対象とした研修会(5月)において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行いました。 (6)依然として体罰事案が発生していることから、体罰禁止の徹底及び体罰によらない児童生徒理解に基づいた指導について、県立学校長会議や市町等教育長会議等において、周知徹底を行うとともに、引き続き、アンケート調査の実施や面談等による的確な実態把握とともに、事案発生時の迅速な報告を求めました。 (7)知事部局において無免許運転で人身事故を起こし禁錮以上の刑に処せられたことにより失職となっているにもかかわらず、その事実を隠し勤務を続けていたという事案を受け、6月に臨時の綱紀粛正に係る通知を行うとともに、7月に県教育委員会事務局並びに公立学校において同様の事案が発生することのないよう、運転免許の所持の確認とともに、運転免許取消処分又は停止処分を受けた際の所属長への報告の徹底を図りました。 前記運転免許所持確認の結果、保健体育課非常勤職員が運転免許を更新していなかったことが判明しました。当該職員は、運転免許所持確認の際に、自身の運転免許所持状況について所属長に対し虚偽の報告を行ったことから、当該職員に対し平成 27 年 1 月 21 日付けで懲戒処分(戒告)を行うとともに、改めて再発防止を周知したところです。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 (2)初任者研修等において、県教育委員会事務局職員が講義することにより、服務規律の確保についての意識向上につながっていると考えています。 (3)一定の教職経験者(6年次、11年次)の研修において、規律違反の具体的事例などを取り上げて講義することにより、服務規律の確保についての周知徹底と教育公務員としての意識向上につながっていると考えています。 (4)初任の管理職を対象とした研修会において、コンプライアンスについて講義、事例検討等を行うことにより、各学校での法令遵守を基礎とした体制づくりにつながっていると考えています。 (5)体罰の実態を迅速かつ正確に把握する情報ルートが確立されるとともに、各学校において体罰禁止に向けての意識向上が図られたとと考えています。 (6)道路交通法遵守に対する意識向上が図られたとと考えています。</p>
<p>平成 27 年度以降(取組予定等)</p> <p>文書による各学校への通知や県立学校長会議や市町等教育長会議、各種研修会等において具体的事例を捉えて、綱紀粛正及び服務規律の確保について周知徹底するとともに、コンプライアンス・ミーティングの開催を働きかけるなど、規律違反の再発防止に努め、教育に対する県民の信頼を確保します。 体罰については、引き続き実態を的確に把握し、事案の発生防止に努めます。 飲酒運転や交通事故の防止に向け、年度末、年度当初に改めて注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (学校における防災対策の推進) (3)学校における防災対策については、これまでも県立学校の学校校舎等の耐震化を完了するなど取組を進めているが、県立学校の非構造部材(※)の耐震対策については、平成27年度の完了をめざし行われているものの、学校単位での対策実施率は「みえ県民力ビジョン・行動計画」での25年度目標値20%に対し、実績値は13.5%にとどまっていることから、今後とも非構造部材の耐震対策を計画的に推進されたい。 また、公立小中学校について耐震化されていない学校校舎等があることから、引き続き関係市に対して積極的に情報提供や助言を行われたい。 (学校施設課)</p> <p>(※)非構造部材：柱、梁、壁、床等の構造設計の主な対象となる部材以外の天井材、内・外装材、照明器具、設備機器、窓ガラス、家具等。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容 県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策については、全74校のうち10校は平成25年度に対策が完了したところですが、対策済みとなっていない64校について、引き続き対策を実施しています。 特に国からの要請により優先的に取り組む必要がある屋内運動場等の天井等落下防止対策については、専門家による点検を実施し、点検した140棟のうち92棟は天井落下防止対策等が必要と判明しました。また、天井を有しない48棟のうち39棟についても、設備の落下防止対策等が必要となります。 公立小中学校の建物の耐震化については、平成27年度までに耐震化が完了しない2市に対して、平成27年度までに耐震化を完了するよう働きかけを行うとともに、国の財政支援制度について積極的に情報提供を行いました。</p> <p>2 取組の成果 県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策について、未対策であった64校1,292箇所のうち47校463箇所について対策を実施することができました。 屋内運動場等の天井等落下防止対策については、点検結果により対策が必要な71校のうち27校分の設計を下半期に実施しました。 公立小中学校の建物の耐震化については、平成25年度に働きかけを行った1市が平成27年度までに耐震化を完了するよう耐震化年次計画の見直しを行いました。</p> <p>平成27年度以降(取組予定等) 県立学校の天井等落下防止対策以外の非構造部材の耐震対策については、早期の完了を目指し、引き続き指摘箇所の対策を計画的に進めていきます。 屋内運動場等の天井落下防止対策については、平成26年度に設計した27校及び平成27年度に設計予定の6校のうち31校の対策工事に着手し、残る学校についても、計画的な実施を図っていきます。 公立小中学校の建物の耐震化については、平成26年度に働きかけた2市に対して、引き続き働きかけを行うとともに、国の財政支援制度について積極的に情報提供を行います。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (学力の向上) (4) 平成 19 年度から実施されている「全国学力・学習状況調査」では、教科に関する調査の平均正答率が全国平均(公立学校)を下回る状況が続いている。平成 26 年度調査における平均正答率は、小学校の国語、算数及び中学校の国語については、都道府県別にみると、いずれも全国 40 位以下となっている。 このため、当該調査結果で得られた課題等を分析・整理したうえで、学校や教育関係機関が問題意識の共有に努め、教員の授業力の向上を図るとともに、学習意欲の向上や家庭での学習習慣を定着させるなど、学力の向上対策を強力に推進されたい。(小中学校教育課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p>
<p>1 実施した取組内容 (1) 学力の定着に課題を抱え主体的に課題改善に取り組む実践推進校を 100 校指定し、学力向上アドバイザー等を派遣し、授業力向上のための具体的な指導方法等についての指導・助言を行いました。また、各実践推進校に少人数指導のための非常勤講師を 1 名配置しました。 (2) 10 月 1 日付けで副教育長をチームリーダーとする学力向上緊急対策チームを事務局内に設置し、これまでの学力向上施策の検証とともに、改善策、強化策を検討し実行に移しています。また、県尾鷲庁舎に、東紀州地域への重点的な支援を行うため、同日付で教育委員会事務局の職員 3 名を常駐させました。 ＜学力向上緊急対策チームによる重点取組＞ ・ 県の指導主事、研修主事、学力向上アドバイザーが小学校を訪問し、管理職との対話や授業参観により学力向上の取組の実態把握と危機意識の共有を行いました。 ・ 全国学力・学習状況調査結果の公表のモデル様式を提示するとともに、希望のあった 2 町に対して調査結果の分析支援を行いました。 ・ 全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートの全公立小中学校での活用を学校訪問等を通じて働きかけました。 ・ 国の調査官を招聘した小学校国語の授業研究や研修会を開催しました。 ・ 「学力向上通信 三重の学-V i v a !!」を定期的に発行し、公立小中学校へ全国学力・学習状況調査の活用方法や県内の優良取組等について情報発信しています。 ・ 読書習慣や生活習慣等の確立のため県 P T A 連合会と連携した「チェックシート」のキャンペーン期間を 2 回設定しました。 (3) 県民総参加による子どもたちの学力向上のため、みえの学力向上県民運動「フォローアップイベント」を開催しました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 実践推進校へのアドバイザー等の訪問(のべ 834 回)により、組織的・継続的な授業改善に取り組む少人数指導の推進ができました。 (2) 県尾鷲庁舎の駐在指導主事の東紀州地域すべての小中学校訪問(のべ 139 回)により、東紀州地域の学力向上の取組の進捗状況の把握と学習指導要領に基づく授業改善の必要性や教師の意識が高まりました。 (3) 指導主事等が県内の公立小学校の 2/3 にあたる 257 校を訪問し、学力向上の取組の共通理解を持つことができました。また、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査問題や「みえスタディ・チェック」、ワークシートを活用した指導改善の取組を促進することができました。 ※みえスタディ・チェックは 7 月実施(試行)は約 7 割実施、年度内では約 8 割実施しました。また、約 9 割の小中学校で、ワークシートを活用した学力向上の取組を進めました。 (4) すべての市町、および 536 校中 529 校の公立小中学校が、何らかの形で全国学力・学習状況調査の結果を公表しました。(数値を含めた公表: H25 7 市町→H26 9 市町、数値を含めない公表 H25 9 市町→H26 20 市町) (5) 国の調査官を招いての研修会(9 月 16 日、11 月 25 日、1 月 27 日、2 月 2 日)にインフルエンザ等で参加できなかった学校を除き、すべての小学校(373 校/378 校)の担当者が少なくとも 1 度は参加し、国語科の授業づくりについて共通理解を持つことができました。 (6) 県民運動の「フォローアップイベント」(12 月 19 日)では、沖縄県の先進的な取組や県内の優良事例の発表等を行い、学校、家庭、地域の一層の連携を進めました。また、県 P T A 連合会との連携により設定したキャンペーン期間中に「チェックシート」を活用し、読書習慣や生活習慣等の確立を目指した取組を進める公立小中学校が約 8 割(昨年度約 5 割)となりました。</p>
<p>平成 27 年度以降(取組予定等)</p>
<p>(1) 県内すべての公立小中学校で、全国学力・学習状況調査、「みえスタディ・チェック」、ワークシートの 3 点セットを活用した授業改善の取組を学校訪問等を通じて徹底します。また、実践推進校では、県の学力向上施策を確実に実行し、主体的に課題改善への取組を進めるよう支援します。 (2) 実践推進校には、引き続き、学力向上アドバイザーの派遣や非常勤講師の配置等を通じて総合的に支援します。 (3) 公立小中学校約 400 校を指導主事等が計画的に訪問し、学力向上の取組を支援します。 (4) 学習指導要領を踏まえた教科指導を徹底するため、国の調査官等を招いての研修会を地域別に開催します。 (5) 引き続き県民総参加による学力向上の取組を充実するとともに、4 年間の成果等を総括するため、「成果発表県民大会」及び「第 5 回みえの学力向上県民運動推進会議」を開催します。 (6) 本県教育の充実ため、公立小中学校長を対象とした研修会を計画的に開催します。(第 1 回 4 月 3 日)</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (高等学校における特別支援教育の推進) (5)特別な支援が必要な生徒について「個別の教育支援計画」を作成している県立高等学校の割合は、毎年増加しているものの、平成25年度末現在での実績値は56.9%にとどまっている。 各県立学校においては、引き続き特別な支援が必要である生徒の実態把握と「個別の教育支援計画」の作成を進め、高等学校における特別支援教育の充実を図りたい。 (特別支援教育課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1)発達障がい支援員(5名)及び発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)による巡回相談や、医師、言語聴覚士等からなる専門家チームによる派遣を行い、発達障がいのある生徒への指導と支援を行いました。 (2)高等学校の特別支援教育コーディネーター等連絡会において、事例を用いた「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」の作成に係る研修や、取組状況についての情報交換を行いました。また、発達障がい支援員の巡回相談でも、これらの計画の作成について支援を行いました。 (3)高等学校において特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員を対象に、特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、発達障がいのある生徒への指導と支援の充実を図りました。 (4)校内の研修会などで高等学校支援ハンドブックの活用を進め、発達障がいのある生徒への教職員一人ひとりの専門性の向上に努めました。</p> <p>2 取組の成果 (1)「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」については、特別支援教育コーディネーター等連絡会での作成に係る研修や情報交換、発達障がい支援員による各校での作成支援を行うことにより、作成と活用に対する意識は向上しつつあります。また、指導と支援の内容の充実を求めて、高等学校からの発達障がい支援員の派遣要請(のべ派遣回数:392回(3月末現在))も増加しています。 (2)特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)への高等学校からの参加者は17名で、昨年度までの受講生と合わせると36名になります。高等学校に在籍する発達障がいのある生徒への支援について、高等学校教員の意識は高まりつつあります。 (3)高等学校支援ハンドブックを校内の研修会や指導の参考にするなどの活用をした学校は、44校(3月末現在)です。 (4)高等学校における特別支援教育に係る状況を、発達障がい支援員の情報交換会や研修会等において把握し、支援を必要としている生徒が充実した支援を受けられるような体制づくりについて指導・助言を行いました。</p> <p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>(1)高等学校特別支援教育コーディネーター等連絡会(年3回)の内容に、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成を取り入れることで、高等学校での「個別の教育支援計画」の作成を進めます。(平成26年度末実績値72.4%、平成27年度末目標値100%) (2)特別支援教育を推進する中心的な役割を担う人材を育成する特別支援教育連続講座(シードプロジェクト)を実施し、引き続き、発達障がいのある生徒への支援に係る高等学校教員の専門性の向上を進めます。 (3)中学校から高等学校への支援に係る情報が円滑に引き継がれる体制を整えます。 (4)全高等学校で高等学校支援ハンドブックを活用するとともに、発達障がい支援員(5名)や発達障がい支援員スーパーバイザー(1名)及び専門家を活用し、生徒への支援を進めます。 (5)高等学校からの特別支援教育に係る相談窓口の体制づくりを進めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ・暴力行為・不登校対策の推進) (6) 本県の公立学校における平成25年度のいじめ認知件数は1,209件(24年度1,738件)と前年度から減少しているものの、25年度の暴力件数は900件(24年度781件)、同年度の不登校児童生徒数は2,671人(24年度2,527人)と、それぞれ前年度から増加している。今後は、子どもの問題行動について速やかにその実態を把握し、未然防止、早期発見、早期対応といった学校の対応力の向上や、教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、安心して学べる環境づくりを推進されたい。(生徒指導課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成26年度</p>
<p>1 実施した取組内容 (1) 学校だけでは対応することが難しい事案については、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、学校、市町教育委員会における問題行動に対する的確な対応や、早期対応への支援を行いました。また、9月にいじめに関する一斉アンケート調査を実施し、その結果をふまえつつ、迅速かつ的確な対応を図るとともに、いじめや暴力などの問題行動への対応を充実させるため、小中学校生徒指導担当者講習会、生徒指導主事研修会(県立学校対象)を開催しました。 (2) いじめの未然防止を図り、児童生徒が安心して学ぶことができる環境づくりを強化するため、児童生徒の実態把握のためのアンケート調査を活用し、子どもたちの問題解決能力を育成する取組を推進しました。 (3) 暴力行為が頻繁に発生している学校に対して、早期にスクールソーシャルワーカーや生徒指導特別指導員による支援を行うとともに、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行いました。 (4) ケータイ・ネットの検索、監視等を通じた学校における教育・啓発の支援、ネット啓発リーダー(保護者等)による「ネット啓発講座」を開催し、子どもを見守る体制の構築を図りました。また、本年度より、「ネット検定」を実施し、児童生徒の実態把握に基づく情報モラル教育を推進するとともに、教職員向け指導資料を作成し、指導力の向上を図りました。 (5) 不登校の未然防止を推進するために、「生きる力」を育成する「魅力ある学校づくり」について、調査研究を行いました。また、小中学校に対して、指導マニュアル「三重の地から不登校をなくす取組を！」の活用を促進し、県立学校に対しても、不登校対応に関するマニュアルの作成・配付を行いました。 (6) いじめや体罰等の問題への早急な対応を図るため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置及び派遣を拡充し、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との一層の連携を進めました。</p> <p>2 取組の成果 (1) 学校だけでは対応が困難な事例に対しては、子ども安全対策監の統括のもと、「学校問題解決サポートチーム」を編成し、効果的な支援を行うことができました。 (2) 県内29市町の推進中学校区(中学校29校、小学校79校)において、年間2回以上の児童生徒の実態把握のためのアンケート調査を実施し、児童生徒の実態に応じた対策を講じました。また、実践交流を中心にプロジェクト会議を5回開催し、効果のあった対策等について周知を図りました。(4/22、7/1、8/26、12/2、2/26) (3) 「ネット啓発チーム」による保護者への啓発活動等を展開することで、各学校・地域における子どもの見守り体制を構築しました。また、「ネット検定」の実施や、教職員向け指導資料の活用により、児童生徒の実態に応じた取組を進めることができました。 (4) 小中学校生徒指導担当者講習会、生徒指導主事研修会(県立学校対象)等の研修会を通じて、個々の教職員の意識を深め、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップを図ることができました。 (5) 不登校の早期発見及び早期対応のあり方について、教育支援センター指導者実践交流会(5/23、7/18、10/10、10/31、2/13)の場で情報交換を行いました。また、県立学校に対して、不登校対策の一環として、早期発見及び早期対応のあり方にスポットを当てたリーフレットを作成・配付しました。</p>
<p>平成27年度以降(取組予定等)</p>
<p>いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。 (1) 生徒指導上の課題を抱える学校に対して、生徒指導特別指導員やスクールソーシャルワーカー等、専門的な知識や経験のある人材で構成された「学校問題解決サポートチーム」を派遣するなど、問題行動に対して適切に対応していきます。 (2) 「学びの環境づくり支援事業」に係るモデル中学校区の成果を生かし、スクールカウンセラーの中学校区配置を全県的に進め、校区内での弾力的な運用を通じて、小学校から中学校への途切れのない支援を行い、不登校及びいじめや暴力行為等の問題行動に対して、未然防止、早期発見・早期対応を推進します。 (3) 児童生徒の問題行動や不登校の背景の一つとして、貧困をはじめとする家庭的な要因が挙げられるため、スクールカウンセラーと連携したスクールソーシャルワーカーの派遣拡充を図ります。 (4) 小中学校を対象とした「ネット検定」の結果に基づいた指導をすることで、児童生徒の情報モラルの向上と倫理観の育成、情報リスクの理解等を向上させます。さらに、ネット利用のルール等について議論する「高校生サミット」を開催し、ネット社会を生き抜く力の育成を推進します。また、全公立学校を対象としたネットの検索、監視等を継続します。 (5) 学校における様々な問題を未然に防止するため、適切な初期対応ができる力量を高めることを狙いとした研修講座を開催し、学校組織としての対応力の向上を図ります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (体罰禁止の徹底) (7)本県の公立学校における実態調査結果では、平成25年度において体罰により35人の児童生徒が被害を受けている。被害児童生徒数は、平成24年度の393人から大幅に減少しているものの、学校教育における体罰は、学校教育法で禁止されている違法行為であるのみならず、児童生徒の心身の成長に深刻な影響を及ぼすことが懸念され、あってはならない行為であるから、あらためて教員及び部活動指導者に対し体罰禁止を徹底されたい。 (生徒指導課、保健体育課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成25年度に設置した子ども安全対策監の統括のもと、以下のような取組を進めました。</p> <p>(1)的確な実態把握と事案発生時の迅速な報告 県立学校及び市町教育委員会に対して、5月20日付けで「体罰根絶に向けた取組の徹底について(依頼)」を发出し、アンケート調査の実施を含めた的確な実態把握、体罰禁止に係る認識の徹底及び児童生徒理解に基づく生徒指導の推進、事案発生時の速やかな報告について要請しました。</p> <p>(2)教育委員会作成の指導資料の活用による体罰によらない指導の徹底 5月29日付けで「指導資料『体罰の根絶に向けて』」の活用について(依頼)を发出し、県立学校及び市町教育委員会に対して、今年度作成した本指導資料を活用して、体罰によらない指導の徹底を図るよう要請しました。</p> <p>(3)県立学校及び市町教育委員会を訪問しての助言・指導 体罰事案発生に際し、県立学校や市町教育委員会を訪問するなどして、事後対応や今後の体罰防止の取組について指導・助言を行うとともに、各種研修会において、体罰によらない生徒指導などについて指導・助言を行いました。</p> <p>(4)体罰に関する電話相談窓口での対応 県総合教育センター内に設置している、体罰に関する電話相談窓口での対応を引き続き行いました。</p> <p>(5)教職員を対象とした研修会の実施 生徒指導担当者や部活動指導者を対象とした研修会を実施しました。</p> <p>①指導資料「体罰の根絶に向けて」を活用した研修会の実施 ・小中学校生徒指導担当者研修会(8月25日)・県立学校地区別生徒指導連絡協議会(6地区に分けて開催)</p> <p>②運動部活動指導者等に対する研修の実施 ・部活動マネジメント研修(参加者67名) 昨年度に引き続き、体罰等の未然防止及び効率的かつ効果的な部活動運営が行えるよう、中学校及び高等学校の教員を対象に、部活動のマネジメントに関する専門知識とスキルを身につけるための、生徒アンケートの分析を活用した連続研修講座を行いました。 第1回 平成26年8月5日 第2回 平成26年10月6日(台風で中止、インターネットを活用した研修で代替) 第3回 平成26年12月1日 第4回 平成27年2月2日 ※講師：三重県政策アドバイザー 原田 隆史</p> <p>・運動部活動指導者研修会 中学校及び高等学校の運動部活動の顧問等を対象とした指導者研修会を年3回実施し、体罰防止の徹底を含め、適切な部活動運営が行えるよう指導力の向上を図りました。 第1回 平成27年1月23日 参加者52名(アンガーマネジメント研修) 第2回 平成27年1月29日 参加者31名 第3回 平成27年2月18日 参加者51名</p> <p>(6)市町等教育長会議、校長会議及び生徒指導連絡協議会での周知徹底 市町等教育長会議、県立学校長会議、県立学校生徒指導連絡協議会において、すべての教職員に対する体罰禁止の徹底及び、児童生徒理解に基づいた生徒指導の推進に向けた取組の周知や指導を行いました。</p> <p>(7)県教育委員会担当課の対応 事案発生時は、子ども安全対策監の統括のもと、教職員課、市町教育支援・人事担当等と連携し、事案への対応並び再発防止について県立学校及び市町教育委員会への指導・助言や支援を行いました。 (生徒指導課、保健体育課)</p> <p>2 取組の成果 (1)各学校においては、アンケート調査や面談等を行い、体罰の正確な実態把握に努めました。 (2)県教育委員会作成の指導資料を基にした研修会を、小・中・県立学校の生徒指導担当者を対象に実施し、参加者が研修内容を各学校に還流することによって体罰によらない指導の徹底を図りました。 (3)県教育委員会に寄せられた相談内容を子ども安全対策監が集約し、その統括のもと、県教育委員会担当課が連携して事案への対応を進めました。 (生徒指導課) 部活動マネジメント研修等において、マネジメントに関する専門知識やスキルを身につけ、指導力の向上に努めました。 (保健体育課)</p> <p>平成27年度以降(取組予定等) 平成27年度も、体罰禁止の徹底を図るため、各校における実態把握や事案発生時の速やかな報告の徹底を図るとともに、児童生徒理解に基づく生徒指導の推進などをテーマとした研修等を開催し、未然防止の取組を進めます。 (生徒指導課、保健体育課)</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 85,892,717 円（対前年度比 98.5%）あり、前年度と比べて 1,282,376 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 25 年度		平成 24 年度	
三重県高等学校等修学奨学金返還金 (予算経理課)	現年度 過年度 小計	15,756,290 円 30,831,692 円 46,587,982 円	現年度 過年度 小計	16,340,189 円 31,774,743 円 48,114,932 円
雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等） (予算経理課)	現年度 過年度 小計	464,070 円 － 円 464,070 円	現年度 過年度 小計	－ 円 － 円 － 円
雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分） (福利・給与課)	現年度 過年度 小計	－ 円 9,671,911 円 9,671,911 円	現年度 過年度 小計	－ 円 9,671,911 円 9,671,911 円
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金 (高校教育課)	現年度 過年度 小計	－ 円 1,124,000 円 1,124,000 円	現年度 過年度 小計	306,000 円 988,000 円 1,294,000 円
進学奨励金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 小計	3,116,148 円 16,039,106 円 19,155,254 円	現年度 過年度 小計	2,978,592 円 15,209,338 円 18,187,930 円
大学等進学資金貸付金返還金 (人権教育課)	現年度 過年度 小計	－ 円 8,889,500 円 8,889,500 円	現年度 過年度 小計	－ 円 9,906,320 円 9,906,320 円
合計	現年度 過年度 小計	19,336,508 円 66,556,209 円 85,892,717 円	現年度 過年度 小計	19,624,781 円 67,550,312 円 87,175,093 円

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」に基づき、次の取組を行いました。
(平成 27 年 2 月末時点)

(1) 定期督促 毎月未納者に督促状を発行した（毎月 10 日前後）

1 か月以上 3 か月未満債権 電話催告 4 回（5, 9, 11, 1 月）、文書催告 2 回（9, 12 月）

3 か月以上 6 か月未満債権（文書催告 2 回）

6 か月以上債権（文書催告 2 回）

(2) 債権の外部委託 委託件数 234 件 回収金額 7,937,739 円／委託金額 21,821,202 円／回収率 36.37%

(3) 法的手続の実績（給与の差押 6 件、預貯金の差押 7 件、支払督促手続申立 13 件）（予算経理課）

【雑入（三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等）】

法的手続を行った者で元金の支払いが終了した者、法的手続後も支払いに応じない滞納者が増加したため、遅延損害金、法的手続費用の未収金が発生しました。

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」に基づき、次の取組を行いました。
(平成 27 年 1 月末時点)

(1) 強制執行 債務者の住所を管轄する執行裁判所に強制執行手続きを申立てました。（1 件）

(2) 交渉 債務者の住所を住民票の公用交付で把握し、転居先の住所に督促を行いました。（予算経理課）

【雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分）】

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことにより発生しました。教育委員会では、平成 20 年 9 月 17 日から恩給の支払い時に「住民基本台帳ネットワーク」を利用して受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしています。

平成 26 年度は、刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、債務者本人と文書及び面会にて連絡をとり、定期的な自主納付を行うよう求めています。

残る 1 件については、債務者本人の死亡後、相続財産管理人の選任の有無について家庭裁判所に調査を実施しておりますが、平成 27 年 3 月 11 日現在において選任されていません。（福利・給与課）

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還義務が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与をうけていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。各滞納者に対し、電話による督促、自宅訪問を実施し、未収金の回収に努めています。
(高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

- (1) 「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組み、収納促進に努めました。
- (2) 納期限までに納付しない債務者に対して、督促状により返還を促しました。(毎月 20 日頃)
- (3) 督促状に応じない債務者に対して、電話により督促しました。(随時)
- (4) 督促状及び電話による督促に応じない債務者に対して催告状により返還を督促しました。(6 月)
- (5) 12 月を徴収強化月間と定め、戸別訪問、夜間電話催告等を実施し徴収強化に努めました。(人権教育課)

2 取組の成果

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

文部科学省は、奨学金制度が維持される目安として過年度未収金回収率 13%、現年度 84%を示していますが、本県では、現時点でいずれも上回っています。(平成 27 年 2 月末時点)

過年度未収金回収額 12,485,242 円 (回収率 26.79%)

現年度未収金回収額 224,153,876 円 (回収率 93.34%)
(予算経理課)

【雑入 (三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等)】

裁判所で相手方と交渉し、①法的手続費用、②遅延損害金、③元金の順で支払うように交渉をしています。

過年度未収金 120,448 円 (回収率 25.95%)
(予算経理課)

【雑入 (教職員恩給及び退職年金過払い分)】

教職員恩給及び退職年金の過払い事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから、以後の過払いは皆無となっています。

刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、平成 23 年 2 月から平成 26 年 2 月まで預金差押の強制執行手続きを行ってきましたが、債権回収には至らなかったことから、本年度は、債務者本人からの定期的な自主納付を求めてきました。その結果、10 月、12 月及び 2 月に各 2,000 円の返済がありました。平成 27 年 3 月末時点の未済額は 9,555,070 円です。

残る 1 件については、債務者本人死亡後の相続財産管理人の選任の有無の確認を行っていますが、平成 27 年 3 月 11 日現在、選任されていません。平成 27 年 3 月末時点の未済額は 110,841 円です。

平成 27 年 3 月末時点の未済合計額は、9,665,911 円となります。
(福利・給与課)

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うなど、回収に努めた結果、本年度は滞納者のうち 2 名が返還金を全て返還し、滞納者が 4 名となりました。
(高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】 (平成 27 年 3 月 20 日現在)

・進学奨励金返還金の収入未済額のうち 1,555,961 円を収納しました。

・大学等進学資金貸付金返還金の収入未済額のうち 635,160 円を収納しました。
(人権教育課)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

【三重県高等学校等修学奨学金返還金】

三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納については、平成 23 年度から平成 26 年度の取り組みの結果、早期対応が有効と判断されるので、今後も定期督促を実施し、早期対応に努めます。また、返還意識が希薄な者に対し滞納は許さないという毅然とした対応を行います。
(予算経理課)

【雑入 (三重県高等学校等修学奨学金返還金にかかる遅延損害金等)】

今後も引き続き、遅延損害金等の納付について、定期的な督促を行うとともに、相手方と交渉のうえ納付を求めます。
(予算経理課)

【雑入 (教職員恩給及び退職年金過払い分)】

教職員恩給及び退職年金の過払い分のうち、刑事及び民事裁判で勝訴した 1 件については、引き続き定期的な自主納付を求めていきます。

残り 1 件については、相続財産管理人の選任の有無を定期的に確認し、選任後に債権届け出を行い、回収に努めます。

なお、今後とも「住民基本台帳ネットワーク」による生存確認を行い、過払いが発生しないよう努めます。
(福利・給与課)

【三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金】

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めます。
(高校教育課)

【進学奨励金返還金及び大学等進学資金貸付金返還金】

引き続き、「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例及び同条例施行規則」及び「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促のほか、戸別訪問による督促を行うことにより収納促進に努めます。
(人権教育課)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金による収納を行った際、現金受入票、領収書に出納員の氏名の記載を行っていなかった。 (教育総務課)</p> <p>(2) 教育免許状検定手数料(授与証明書交付手数料)の財務会計システムの証紙実績報告日が証紙消印日となっていなかった。 (教職員課)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 打ち出される財務帳票(現金受入票、領収書)について、内容の確認時において出納員が氏名をその場で領収書に記入することを徹底しました。</p> <p>(2) 他の教育免許状検定手数料の取扱いと同様、収入証紙納付書の証紙消印日を基に、日計表を手入力で作成し、それを基に財務システムへ証紙実績報告を行うように事務処理を変更するとともに、証紙実績報告に関する事務処理手順書を作成しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 上記について、経理担当者においても共有し、徹底させています。</p> <p>(2) 以降、すべての教育免許状検定手数料について、財務システムの証紙実績報告日と証紙消印日が一致しています。</p> <p><u>平成 27 年度以降(取組予定等)</u></p> <p>(1)(2)引き続き、出納員及び経理担当者の双方が注意に努め、適切に処理を実施します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

イ 地域機関分

(ア) 収入未済額が平成 25 年度末現在 2,895,951 円（対前年度比 86.8%）あり、前年度と比べて 441,506 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。

収入未済科目等	平成 25 年度		平成 24 年度	
高等学校授業料 (県立高等学校 14 校)	現年度	— 円	現年度	29,700 円
	過年度	1,516,206 円	過年度	1,944,850 円
	小計	1,516,206 円	小計	1,974,550 円
弁償金 (県立高等学校 1 校)	現年度	— 円	現年度	— 円
	過年度	586,781 円	過年度	586,781 円
	小計	586,781 円	小計	586,781 円
学校開放事業電気使用料 (県立高等学校 3 校)	現年度	3,700 円	現年度	550 円
	過年度	— 円	過年度	— 円
	小計	3,700 円	小計	550 円
違約金 (県立高等学校 2 校)	現年度	104,139 円	現年度	685,125 円
	過年度	685,125 円	過年度	90,451 円
	小計	789,264 円	小計	775,576 円
合計	現年度	107,839 円	現年度	715,375 円
	過年度	2,788,112 円	過年度	2,622,082 円
	小計	2,895,951 円	小計	3,337,457 円

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

【高等学校授業料】

- 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校とともにその解消に取り組んでいます。
- 在校生に対しては、電話での督促、督促状の送付や自宅訪問などを、また卒業生や退学者に対してはこれらに加えて、校長・教育長名による督促、知事名による督促、知事名による内容証明郵便督促などの授業料の未収金解消に向けた取組を行い、収納の促進を図っています。
- 卒業生や退学者のなかで資力があるにもかかわらず支払いに応じず、法的措置を講じるよりほかない者に対しては、学校関係者と、また対応が困難な場合は弁護士とも協議して支払督促を実施するなど、未収解消への取組が円滑に進められるよう対策を講じています。

- ・預貯金、給与の強制執行手続中 3 件（債権総額 134,833 円）
- ・支払督促手続申立 1 件（債権総額 59,400 円）
- ・教育委員会教育長名での最終催告 5 件（債権総額 206,210 円）

（平成 27 年 1 月末日時点）
（予算経理課）

【弁償金】

平成 16 年 4 月に白子高等学校体育用具庫が焼失した事件について、平成 23 年度に原因者に対して損害賠償金の支払督促を行ったところ、相手方からの異議申立てにより通常訴訟に移行し、平成 24 年度に県側の請求が認められる判決が確定しましたが、相手方からの支払いが無かったため、平成 25 年度に弁護士に強制執行手続を委任したところ平成 26 年度に債務者から納付する旨の連絡がありました。（白子高等学校）

【学校開放事業電気使用料】

3 月末発行の納入通知書について、債権者が収納代理金融機関を通じて納入したため、県への納付に時間がかかり、4 月末の出納閉鎖に間に合わなかったこと等によるものです。毎回納期限を越えて収納する債務者に対しては、電話督促を行う等の取組を実施しました。（四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校）

【違約金（現年度）】

事実上の倒産となった事業者との印刷機賃貸借契約の解除にかかる違約金について、債権処理計画を策定し、代表者所在・法人所在の情報収集および現地確認を実施し、催告の継続を行いました。（相可高等学校）

【違約金（過年度）】

情報教育機器契約解除に伴う違約金について、破産手続中である債務者の財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会（以下、債権者集会）に出席し、財産目録及び収支計算書の報告を受けました。

- ・平成 26 年 4 月 24 日 第 5 回債権者集会
- ・平成 26 年 10 月 9 日 第 6 回債権者集会
- ・平成 27 年 1 月 16 日 第 7 回債権者集会

（四日市工業高等学校）

2 取組の成果

【高等学校授業料】

取組の結果、平成 27 年 1 月末日時点での過年度未収金の回収額は 218,194 円となっています。(予算経理課)

【弁償金】

債権者から納付する旨の連絡があったため、収納手続きを行い、平成 26 年 5 月 7 日付、586,781 円を収納しました。(白子高等学校)

【学校開放事業電気使用料】

全額収納済です。また、電話督促を行う等の取組を実施した学校については、納期限を越えて収納する債務者は減少しました。(四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校)

【違約金 (現年度)】

情報収集の結果、代表者所在を確認し、郵送・訪問による催告を行いました。(相可高等学校)

【違約金 (過年度)】

債権者集会への出席により破産手続きの推移の把握を行いました。(四日市工業高等学校)

平成 27 年度以降 (取組予定等)

【高等学校授業料】

- (1) 各県立学校に対して未収状況のヒアリングを実施し、未収金解消を図るよう引き続き指導します。
- (2) 滞納事例を具体的に把握し、各県立学校からの相談に対し、他校の取り組み事例を紹介する等助言指導を実施します。
- (3) 各学校対応では、債権回収が困難と判断された場合は、予算経理課から教育長名通知、により本人と連帯保証人に対し送付し、滞納は絶対に許さないという姿勢で臨みます。
- (4) 各県立学校の未収状況を随時把握し、回収困難となっている債権については、弁護士へ委任又は助言を得て法的措置を講じます。(予算経理課)

【弁償金】

当該案件についてはすでに収納済ですが、今後も引き続き収入未済の発生防止に努めます。(白子高等学校)

【学校開放事業電気使用料】

年度末に学校体育施設開放事業を利用する債務者に対しては、納期限を厳守するよう指導します。また、出納閉鎖時期の調定事務については納付期限を早めに設定し、早期に入金確認を行う等の取組に努めます。また、今後も、未納者に対し電話督促を行う等の取組を実施し、特別の理由がない限り収入未済額の発生を防止します。(四日市四郷高等学校、石薬師高等学校、南伊勢高等学校)

【違約金 (現年度)】

引き続き債権処理計画に基づき催告の継続を行い、完納に努めます。(相可高等学校)

【違約金 (過年度)】

現在継続中の案件については、債権者集会に引き続き参加し、情報の収集を行うとともに、債権の回収等に向けて努力を続けていきます。また、今後も未収金の発生防止に努めます。(四日市工業高等学校)

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>(イ) 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 現金納付された口座振替手数料について、出納員印での領収を行っていないものがあった。 (四日市高等学校)</p> <p>(2) 現金納付された生産物売払収入の金融機関への収納処理が一部遅延していた。</p> <p>(3) 自動販売機設置場所の貸付にかかる地所貸下料等の納付が遅延していた。 (四日市農芸高等学校)</p> <p>(4) 現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金及び口座振替手数料について、出納員印での領収を行っていないものがあった。 (白子高等学校)</p> <p>(5) 学業その他証明手数料の調定事務がされていないものがあった。 (飯野高等学校)</p> <p>(6) 学校開故事業の施設電気使用料について、納期限までに納付されていない事案があった。 (亀山高等学校)</p> <p>(7) 現金日計表において、正しい日付で表示されていないものがあった。 (津高等学校)</p> <p>(8) 現金納付された情報公開手数料の金融機関への収納処理が遅延していた。 (津西高等学校)</p> <p>(9) 現金収納票の受入日が領収日と相違しているものがあった。 (伊賀白鳳高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 金融機関が作成した領収書の保管場所を県費が含まれるもの、含まれないもので分け、出納員印での領収が必要なものを容易に選別できるようにしました。</p> <p>(2) 収納金の払込みについて、5 開庁日以内と誤認していたために一部収納が遅れたものです。平成 26 年度は、当日または翌日の銀行営業日には入金しています。</p> <p>(3) 債権者に期限内に必ず納付するよう指導を実施しました。</p> <p>(4) 諸会費と合算して現金納付された日本スポーツ振興センター共済負担金及び口座振替手数料について、出納員印ではなく諸会費を領収する際に使用する領収印で領収してしまいました。現金領収の際には確認のうえ領収事務を行うよう努めました。</p> <p>(5) 年度内の学業その他証明手数料調定額が正確な金額になるように、漏れていた金額分の調定を行い、職員間のチェック体制の強化に努めました。</p> <p>(6) 体育館等利用者が納期限をしっかりと認識していなかったことから生じた事案であるため、利用者に納期限までには必ず納付するようしっかりと周知するとともに、納期限が迫ってきた段階で未納の場合は、早急に納付するよう督促を行いました。</p> <p>(7) 現金日計表の払出日と収納済通知書の領収日が相違していたため、財務システム上で払出日の修正を行ったところ、誤って受入日を修正してしまい、そのため、日計表上で、受入日より払出日のほうが早いものが存在してしまいました。銀行への収納日に現金収納票を発行し、正しい事務処理を行うように努めています。</p> <p>(8) 所属内において、三重県会計規則の取扱いを確認しました。また、財務端末における調定照会、現金日計表の確認を適宜行うこととし、金融機関への払い込みの漏れが生じないよう取り組みました。</p> <p>(9) 財務システムへの現金受入処理が遅延していたことについては、財務システム入力方法等を出納局に確認し、適切な事務処理を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 以降、複数の職員によるチェック体制を強化し、関係する三重県会計規則及び運用方針に基づき、適切な事務処理を行うよう努めた結果、同様の事務処理誤りや遅延等は発生していません。</p> <p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) 平成 27 年度以降も、所属内において改めて三重県会計規則を周知徹底するとともに、複数人によるチェック体制を実施し、速やかかつ適正な収納事務処理に努めます。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(2) 支出に関する事務	
ア 業務委託	
業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。	
ア 業務委託	
(1) 【病院等実習委託業務】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(桑名高等学校)
(2) 【修学旅行経費委託】	
・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
(3) 【一般廃棄物の収集および運搬委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(桑名西高等学校)
(4) 【5号館昇降機保守点検業務委託】	
・ 契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	
・ 履行確認の記録がなかった。	(四日市高等学校)
(5) 【ソフトウェア（成績処理システム「快刀乱麻」）保守業務委託】	
・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
(6) 【名古屋モーターショー見学に係るバス運行業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(四日市工業高等学校)
(7) 【松消毒及び剪定業務委託】	
・ 変更契約時の出納局事前検査を受けていなかった。	
・ 契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	(白子高等学校)
(8) 【非常勤講師業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(稲生高等学校)
(9) 【成績処理ソフトウェア（快刀乱麻）等保守メンテナンス業務委託】	
・ 契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(飯野高等学校)
(10) 【エレベーター点検保守業務】	
・ エレベーターの主ワイヤー取替について、予算要求など特段の措置が講じられていなかった。	(亀山高等学校)
(11) 【津東高校平成25年度合併浄化槽維持管理業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(津東高等学校)
(12) 【エレベーター保守点検管理業務委託】	
・ 予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。	
・ 契約書に定めた実施責任者の書面での報告がされていなかった。	
・ 契約伺いに契約保証金免除についての記載がされていなかった。	(津商業高等学校)
(13) 【昇降設備に関する遠隔メンテナンス業務委託】	
・ 契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。	
・ 契約書に遅延利息等に関する条項が記載されていなかった。	(久居高等学校)
(14) 【廃棄物収集、運搬、処理業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(松阪工業高等学校)
(15) 【合併処理浄化槽維持管理業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(飯南高等学校)
(16) 【環境創造科講師派遣事業委託】	
・ 契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。	
・ 契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。	(相可高等学校)
(17) 【平成25年度浄化槽保守点検業務委託】	
・ 契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。	(宇治山田商業高等学校)
(18) 【平成25年度志摩高等学校浄化槽保守点検業務委託】	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	(志摩高等学校)
(19) 【ヒューマンサービス科介護福祉コース「介護実習」委託】	
・ 契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。	
・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。	
・ 契約書に個人情報の適正管理についての記載がされていなかった。	(伊賀白鳳高等学校)
(20) 【平成25年度成績処理システム「快刀乱麻」に係るソフトウェアメンテナンス業務委託】	
・ 執行伺いが契約伺いと同一案で行われていた。	
・ 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。	
・ 契約相手方から見積を徴取していなかった。	
・ 予定価格が設定されていなかった。	

- ・契約保証金免除の適用根拠が不明確であった。
- ・契約書に定めた代金支払いの記載が不十分であった。 (名張高等学校)
- (21) 【埋設消火栓漏水調査】
 - ・執行伺い及び契約伺いに実施日時・工期等が記載されていなかった。 (城山特別支援学校)
- (22) 【管理教室棟エレベーター保守委託】
 - ・契約締結伺いの起案文書に校合者の押印がなかった。
 - ・契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。
- (23) 【給食配送業務委託】
 - ・契約書に契約保証金免除についての記載がされていなかった。 (杉の子特別支援学校)
- (24) 【一般廃棄物及び産業廃棄物処理業務委託】
 - ・契約伺い等に契約保証金免除についての記載がされていなかった。 (緑ヶ丘特別支援学校)
- (25) 【玉城わかば学園空調機熱源夏季・冬季切替、排ガス測定】
 - ・契約書に定めた監督員及び業務管理責任者の書面での報告がなされていなかった。(特別支援学校玉城わかば学園)
- (26) 【高等部修学旅行(引率)に係る委託】
 - ・予定価格設定に係る積算根拠が明確になっていなかった。(特別支援学校北勢きらら学園)

講じた措置

平成 26 年度

1 実施した取組内容

- (1) (3) (5) (6) (8) (9) (11) (14) (15) (18) (19) (22) 暴力団等不当介入時における受託事業者の対応についての記載が不十分であったことについては、平成 23 年 4 月 1 日より施行された三重県暴力団排除条例(平成 22 年三重県条例第 48 号)への対応として、出納局から契約書へ契約排除条項を記載するよう通知があったにもかかわらず、契約書への記載を失念していたこと、及び内部チェックが不十分であったことが要因です。このため、改めて出納局通知等を共有し、決裁時のチェック態勢を強化しました。また、契約書を作成する際は、記載する条項を再確認し作成を行うこととしました。
- (2) (5) (7) (20) 出納局事前検査対象案件にも関わらず、実際に、事前検査を受検していなかった案件については、対象かどうかの認識が誤っていたこと等に起因することから、所属内会議等において、「三重県出納局検査要領」により具体的な事務処理について周知を図るとともに、出納局による研修を受講し会計知識の向上に努めました。また、複数職員によるチェック体制の強化等を図りました。事務局については、予算経理課との連携を図りながら事務を進めることにより再発生の防止に努めました。
- (4) (7) (9) (12) (13) (16) (17) (19) (20) (23) (24) 起案や契約書において契約保証金に係る記載や根拠が不十分であったことについて、出納局の指導及び研修受講により会計知識の向上に努めるとともに、決裁の過程や審査でのチェック体制の強化を図りました。
- (4) 履行確認記録簿等の関係書類を支出命令時に都度添付し、漏れがないことを確認しています。
- (10) エレベーター保守点検において主ワイヤーロープの取替えが推奨されたが、早急に対応していなかったことから生じた事案であるため、平成 26 年度に予算要望し、主ワイヤーロープの取替えを実施しました。
- (12) (26) 参考見積等の根拠となる資料を聴取・添付し、予定価格設定に係る積算根拠を明確に記述するよう努めるとともに、編綴保存するよう努めました。
- (12) (25) 契約書に定めた書面による実施責任者等の書面での報告に漏れがあったことについては、契約後に提出が必要な書類がすべて提出されているか、再度確認するようにしました。また、(25)については平成 26 年度契約において、事業内容に即した報告を求めるよう契約書文面を見直しました。
- (13) (20) 遅延利息や代金支払いに関する条項等必要な情報が契約書等に明確に記載されていなかったことについては、出納局ポータルサイトや事務提要ウィキの活用、出納局主催の研修会を受講することにより会計知識の向上を図りました。また、複数職員によるチェック体制の強化を図りました。
- (16) (19) 契約時に業務内容詳細を把握し、「個人情報取扱事務委託基準」等関連通知を確認することで再発防止に努めました。
- (20) 関係する三重県会計規則運用方針の解釈誤りが原因であったため、平成 26 年度の当該案件については、三重県会計規則に則って適正に処理しました。
- (21) 執行伺い及び契約伺いに必要事項が記載されていなかったことについて、会計規則の契約に関する規則等を再確認し、伺いに必要な事項を記載するようにしました。
- (22) 内部のチェック体制を強化し、契約書記載内容および公印について校合印、公印取扱主任者の認印が押印されているかについて確認することとしました。

2 取組の成果

- (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) 以降、契約に係る事務処理について改善されており、指摘のあった案件以外の契約においても引き続き適正に処理するよう努めています。
- (2) (5) (7) (20) 出納局による研修を受講することなどにより会計知識の向上や職員間の周知徹底を図りました。また決裁時に確認を行い、複数職員によるチェック体制の強化等により再発防止に努めています。
- (10) 主ワイヤーロープを取替えたため、以降安全にエレベーターを使用できるようになりました。
- (12) (20) (26) 予定価格について適切な設定を行い、会計事務が明確になるよう改善されました。
- (12) (25) 取組を実施した結果、契約書に定めた書面報告に関する漏れはありません。

平成 27 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) 今後も会計事務および契約事務について、研修参加や所属内 O J T を通じて研鑽に努めます。また、複数職員によるチェック体制により事務処理誤りの防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて職員に働きかけ会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。
- (1) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) 今後も、契約に関する起案および契約書条項には必要な全ての事項を明記するとともに、起案には根拠となる会計規則の適用条項も記載します。
- (10) 今後も引き続き、点検結果に基づき早急な対応を行うなど適正な事務処理に努めます。
- (12) (20) (26) 今後も予定価格について適切な設定を行います。また、予定価格積算時には、その根拠となる資料を事前に準備するとともに、決裁過程での職員間のチェック等により、根拠資料の添付漏れのないよう努めます。
- (12) (25) 今後も、毎年 4 月に実施する委託業務契約事務の際に集中的に書類の再確認を行い、必要な書類の漏れがないようにしていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>イ 旅 費</p> <p>(1) 【平成 25 年度管理主事等研修講座】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (教職員課)</p> <p>(2) 【全国普通科高等学校長会第 63 回総会・研究協議会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (石薬師高等学校)</p> <p>(3) 【中学部修学旅行下見】 ・復命書の記載内容が不十分であった。 (城山特別支援学校)</p> <p>(4) 【ベンチマーキング (学校視察)】 ・復命書の出張期間が誤って記載されていた。 (杉の子特別支援学校)</p> <p>(5) 【第 43 回全国特別支援学校病弱教育教頭会研究協議会並びに総会 (山口大会)】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(6) 【第 54 回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会並びに総会 (北海道大会)】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (緑ヶ丘特別支援学校)</p> <p>(7) 【全国特別支援学校知的障害教育教頭研修会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。</p> <p>(8) 【全国特別支援学校事務長会研究協議会】 ・復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかった。 (特別支援学校玉城わかば学園)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (5) (6) (7) (8) 復命書の件名等が、総合文書管理システムに登録されていなかったことについては、紙起案での決裁後、登録をしていなかったこと等が原因であったため、複数でのチェック体制の強化等に努め、決裁後は速やかに文書登録するよう徹底しました。</p> <p>(3) 復命書の作成において、旅費支給の有無に関わらず複数用務地全ての記載を徹底する旨を、職員連絡会で周知を図りました。また、復命書の決裁過程において、事務職員 (旅費担当) が総務事務システムの旅行命令内容 (用務地等) も確認事項としてフロー化し、チェック機能を維持していくこととしました。</p> <p>(4) 旅費システムで出力される復命書の様式を利用することや、用務の内容について正確に記載するようことを周知しました。また、決裁時のチェック体制を強化しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (4) (5) (6) (7) (8) 以降、適切に処理を実施しています。</p> <p>(3) 以降、 県外・県内の区分を問わず複数用務地の旅行命令において、用務地表記やその他記載事項の漏れはありません。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) (5) (6) (7) (8) 今後も引き続き総合文書管理システムへの登録漏れがないよう努めます。</p> <p>(3) 平成 27 年度以降も、適時職員に周知をしながら、復命書の記載に漏れないよう努めます。</p> <p>(4) 今後も引き続き、旅行行程や内容等十分に確認し、職員に正確な内容の記載を周知します。また、さらなるチェック体制の強化を図り適切な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ウ 物品等購入</p> <p>(1) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (2) 支払いが遅延しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(亀山高等学校) (津工業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 事前に物品が必要となる時期を把握するなどの計画的な執行をしていなかったことが原因で生じた事案であるため、年度当初から校内における購入希望を把握し、年間を通して計画的な購入を行うよう努めました。</p> <p>(2) 事務の輻輳により、支払遅延が生じたものです。このため、事務分担の見直しとともに支払事務が集中しないよう計画的な発注に努めるなどの事務改善を図りました。また、それぞれの職員が支払時期について意識するとともに、支払事務全般について相互に注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 年間を通じて購入の要望と必要性を的確に把握し計画的に物品購入を行ったところ、年度末に集中することはなくなりました。</p> <p>(2) 職員それぞれが、常に支払時期その他の日程を意識するとともに、請求書の提出があったときは速やかに支払いを行うよう心掛けることにより適切に会計事務が執行されています。</p> <p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 今後も引き続き、年度末に物品購入が集中しないよう計画的な執行に努めます。</p> <p>(2) 支払遅延が生じないよう職員それぞれが注意を払い相互に確認を行うほか、出納局主催による研修会に積極的に参加するとともに、所内で O J T を行うなど、会計事務に関する知識の習得と共有を図ることにより適切な会計事務の執行に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>エ その他支出事務</p> <p>(1) 消耗品費の支払方法誤りにより歳出戻入を行っていた。(桑名西高等学校)</p> <p>(2) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市西高等学校)</p> <p>(3) 消耗品費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市中央工業高等学校)</p> <p>(4) セミナー資料代を誤って資金前渡し、歳出戻入を行っていた。(北星高等学校)</p> <p>(5) 会議参加費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(稲生高等学校)</p> <p>(6) 日本スポーツ振興センター災害共済給付金について、債権者の誤登録による口座振替取消を行っていた。(津高等学校)</p> <p>(7) 講演会講師の報償費及び旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津商業高等学校)</p> <p>(8) 消耗品費の債権者誤りにより歳出戻入を行っていた。(松阪高等学校)</p> <p>(9) 社会保険料負担率の訂正が通知されていたが、適正な処理が行われていなかった。(伊勢工業高等学校)</p> <p>(10) 修繕料の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(11) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。(名張桔梗丘高等学校)</p> <p>(12) 資金前渡し交付伺いが行われていないものがあった。</p> <p>(13) 備品購入費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(名張高等学校)</p> <p>(14) 消耗品費の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(盲学校)</p> <p>(15) 手数料の支払金額の誤りにより歳出戻入を行っていた。(稲葉特別支援学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 指摘を受けた歳出戻入は、私費で支払うべきものを県費で支払った為に発生したものです。この事案発生以降は、私費担当者との連絡及び確認を密に行い、同じような案件の発生防止に努めました。</p> <p>(2) (3) (8) (10) (13) (14) (15) 債権者誤りや支出金額誤りにより歳出戻入が発生したことについては、起案時の自己確認、決裁過程での複数人体制による確認、及び出納員による支出審査をより一層強化し、発生の防止に努めました。</p> <p>(4) 資料代が必要となる研修については、事前に必要となる額を相手方の事務局等へ確認するとともに、可能な限り資金前渡しせず、研修後の請求書による支払いとなるよう依頼して、歳出戻入が発生しないように努めました。</p> <p>(5) 財務端末システムの入力誤りにより二重に登録されていたことに気がつかず処理したことが原因でした。2重登録を防止するため、支出命令書と請求書の確認を強化するとともに、未確定支出命令書の確定にあたっては、支出命令書とのチェックを強化しました。</p> <p>(6) 債権者の誤登録による口座振替取消を行っていたことについては、支出命令時に同姓の方を誤って債権者として登録したことが原因です。決裁過程での確認を徹底し、誤りのないよう努めました。</p> <p>(7) 報償費・旅費が不要であるという講師の申出があったことを失念し、誤って支給を行ったことが原因でした。そのため、不要なことを確認した場合は、副務担当者にも伝えるなど、複数の職員で事務に取り組み、適切な手続きを行うようにしました。</p> <p>(9) 社会保険料負担率の訂正による関係調査表の計算式訂正の連絡があった場合は、提出書類の計算式が合っているかどうかを十分にチェックするよう努めました。</p> <p>(11) 発生した二重払いは、事務室以外の教職員が納品書と請求書を受け取ったことが原因でした。このため、消耗品等は、必ず現物確認のうえ納品書等を受理し、すぐ事務室に回すよう全職員に指導徹底しました。</p> <p>(12) 口座振込を予定していましたが、振込先名義の確認不足により、急遽資金前渡し通常払としたため、前渡し資金交付伺いの作成を失念しました。当該案件以降は、振込口座名義の確認を確実にし、再発防止に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) 以降、同様の誤りは発生しておらず、適切に処理できています。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (7) (8) (10) (11) (13) (14) (15) 引き続き、決裁過程、支出審査時や支払い確定時の支払額・相手先・口座・日付等の再確認を徹底し、歳出戻入の発生を防止します。</p> <p>(6) (9) (12) 今後も、上記取り組みを継続的に励行し、事務処理誤りの発生防止に努めます。</p> <p>(11) 消耗品等は必ず現物確認のうえ納品書等を受理することを校内で徹底するとともに、業者にも納品書と請求書は、事務室へ提出するよう協力を求めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>人件費について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1)教員特殊業務手当の対象日を誤って認定していた。 (飯野高等学校)</p> <p>(2)教員特殊業務手当について、対象とならないものを誤って認定していた。 (宇治山田商業高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 26 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 職員会議において、今回の不適切事例について説明し、全職員に誤入力のないよう注意喚起を行いました。</p> <p>(2) 職員の勘違いによる手当申請について認定を行ったものであり、認定の取消を行いました。取消に伴い、総務事務センターに連絡し戻入を行いました。他の認定についても全件確認した結果、1件の誤りを発見し、変更認定を行いました。全職員に対し制度説明を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2)監査での指摘後、誤った申請による戻入は発生していません。</p> <p><u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1)今後も引き続き、職員会議等において全職員に注意喚起をしていきます。</p> <p>(2)今後も職員会議、クラブ顧問会議にて制度説明を実施していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 「三重県教職員住宅管理規程」第20条に基づく入居者の退去報告及び決定報告がされていなかった。 (相可高等学校)</p> <p>(2) 教育財産使用許可(貸付)台帳が作成されていないものがあった。 (水産高等学校)</p> <p>(3) 教育財産の異動(建物の解体)が行われているが、教育長への用途廃止の承認手続きがされていなかった。 (伊賀白鳳高等学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成26年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 入居者決定及び退去の際、教育長あて報告に漏れのないよう徹底しました。</p> <p>(2) 台帳の作成漏れがないよう複数職員によるチェック体制を徹底しました。</p> <p>(3) 建物解体時の教育長への用途廃止承認手続きを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 入居者決定及び退去時の教育長あて報告について、速やかかつ適切に実施できました。</p> <p>(2) (3) 取り組みの結果、三重県教育財産規則に沿った適正な処理が行われています。</p> <p>平成27年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 今後も、入居者の退去報告及び決定報告について漏れのないようチェックを徹底します。</p> <p>(2) 引続き複数職員でチェックを行い、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 今後も、教育財産の異動があった時は、教育長への承認手続きを徹底します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>イ 物品等の管理状況</p> <p>(1)使用していない公印が処分されず在庫物品のまま保管されていた。 (予算経理課、社会教育・文化財保護課)</p> <p>(2)物品標示票が貼付されていない備品があった。 (白子高等学校)</p> <p>(3)廃棄された物品の処分手続が行われていなかった。 (飯野高等学校)</p> <p>(4)物品標示票が貼付されていない備品があった。 (松阪工業高等学校)</p> <p>(5)処分決議された公印を廃棄せず保管していた。 (城山特別支援学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度を導入していますが、会計規則上廃止された会計員印を廃棄せず在庫保管していました。直ちに不要処分手続きを行い、備品台帳の整理を行うとともに、現品についても処分を実施しました。また、この機会に、他の管理物品についても現状確認を行いました。</p> <p>(2) (4)物品標示票が貼付されていなかった備品には、速やかに物品標示票を貼付しました。また、備品購入時に必ず物品標示票を貼付するよう努めました。</p> <p>(3)指摘のあった廃棄済み物品については速やかに処分手続きを行いました。</p> <p>(5) 指摘された公印については速やかに印影部分を切除のうえ廃棄しました。また、会計規則に基づく会計事務自己検査時において、管理備品の現況チェックに一層留意し（使用主任者はもとより全職員に対し備品類の適正管理を周知）、特に金庫で管理されている備品の点検は複数の職員にて実施していくことを習慣化します。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 使用していない公印は、会計規則に則り適正に処分しました。また、備品登録一覧表を使用して、全ての管理物品の状況把握を行ったことにより、適正な備品管理を行うことができました。</p> <p>(2) (4)備品購入時に物品標示票を貼付する体制が構築され、適切な処理ができています。</p> <p>(3)指摘事項は解消され、備品台帳と実態とを一致することができました。</p> <p>(5)定期的な自己検査の機会ごとに、留意事項を周知し点検を実施した結果、更なる不明物品は生じていません。</p> <p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)今後も会計事務について、複数職員によるチェック体制をしくなど、事務処理誤りの防止に努めるとともに、職員間で会計規則等の再確認及び周知を行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。</p> <p>(2) (4)今後も引き続き備品購入時に必ず物品標示票を貼付するよう努めてまいります。また、物品標示票を都度確認し、適切な備品管理に努めます。</p> <p>(3)今後も引き続き、廃棄済み物品の処分手続きが行われているか定期的に確認します。</p> <p>(5)平成 26 年度に講じた措置の定着を図るとともに、職員相互が適時チェックを行うことで更なる安定を図ってまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等の状況</p> <p>ウ 金品亡失（損傷）</p> <p>(1) パソコン等の盗難、損傷（取得価格 159,319 円、修理代 43,365 円） (桑名工業高等学校)</p> <p>(2) パソコンの損傷（修理代 134,400 円） (北星高等学校)</p> <p>(3) カヌー・パドルの焼失（損害額 501,825 円）</p> <p>(4) パドルの焼失（損害額 121,380 円） (南伊勢高等学校)</p> <p>(5) 公用車の損傷（修理代 159,747 円） (くわな特別支援学校)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 当該盗難事件については、発見後ただちに警察に通報し調査を受け、被害の全容を確認した後、被害届を提出しました。また窓ガラス等壊された箇所の修繕を早急に行いました。職員会議にて情報共有し物品管理について注意喚起を行うと同時に、技術員用パソコンの保管場所を技術員室から比較的管理が行き届きやすい職員室に変更しました。</p> <p>(2) パソコンのケーブルを引っ掛け落下させたことによる破損であったため、通行している職員が引っかかってしまうことのないよう、パソコンのケーブルを整理しました。また、職員打ち合わせの場において、金品亡失の発生防止について注意を促しました。</p> <p>(3) (4) 1 年間に 2 度、同様の被害に遭ったことから、以降は他の用具等から離れた場所に保管するとともに、今後火災等を起こさないよう注意喚起をしました。また、月に 1 回程度、管理状況の確認を行っています。</p> <p>(5) 毎月定例の職員会議（平成 26 年 4 月～平成 27 年 1 月）において、公用車を運転する際の安全確保について、またパソコンなど学校備品の取扱いについて細心の注意を払うよう職員全員に対し注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 以降、盗難事件は発生していませんが、生徒が備品（電力計）を床に落とし破損させる事例が発生しています。</p> <p>(2) 取組の結果、同種の事故による金品亡失は発生していません。</p> <p>(3) (4) 以降、被害は発生していません。なお、2 回目の火災に伴う弁償額の収納を確認しました。</p> <p>(5) 以降、公用車での事故は発生していません。</p> <p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 金品亡失（損傷）は、職員が直接関与しない場合にも起こりうるが、情報共有および注意喚起を密にするとともに生徒への指導も徹底し、発生の防止に努めます。</p> <p>(2) 引き続き、職員打ち合わせ等で金品亡失のないよう促すとともに、職員が移動している際に引っかかることのないよう、職場の整理整頓に努めます。</p> <p>(3) (4) カヌー・パドルについては損害保険の対象外になっています。そのため、以下について検討中です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が分かるように正式に契約を交わす。 ・志摩ヨットハーバーの施設火災保険の一部に組み込む。 ・土地の一部を賃貸借し県費で小屋を建設して学校が管理する。 <p>(5) 今後も、職員会議において、常に金品亡失に関して文書及び口頭で注意喚起を行い、毎朝の打ち合わせにおいても随時注意喚起や情報共有に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>	
<p>2 財務等に関する意見</p>	
<p>(5) 事務管理体制</p>	
<p>(ア) 工事、物件等における入札中止状況</p>	
<p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が 83 件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p>	
<p>(1) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(教育総務課)</p>
<p>(2) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(小中学校教育課)</p>
<p>(3) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(保健体育課)</p>
<p>(4) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(研修企画・支援課)</p>
<p>(5) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(研修推進課)</p>
<p>(6) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(桑名高等学校)</p>
<p>(7) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(桑名西高等学校)</p>
<p>(8) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(いなべ総合学園高等学校)</p>
<p>(9) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(四日市南高等学校)</p>
<p>(10) 物件等で入札を中止したものが 5 件あった。</p>	<p>(四日市農芸高等学校)</p>
<p>(11) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(四日市工業高等学校)</p>
<p>(12) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(四日市中央工業高等学校)</p>
<p>(13) 物件等で入札を中止したものが 4 件あった。</p>	<p>(四日市商業高等学校)</p>
<p>(14) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(神戸高等学校)</p>
<p>(15) 物件等で入札を中止したものが 5 件あった。</p>	<p>(白子高等学校)</p>
<p>(16) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(稲生高等学校)</p>
<p>(17) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(飯野高等学校)</p>
<p>(18) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(亀山高等学校)</p>
<p>(19) 物件等で入札を中止したものが 4 件あった。</p>	<p>(津高等学校)</p>
<p>(20) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(津商業高等学校)</p>
<p>(21) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(みえ夢学園高等学校)</p>
<p>(22) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(相可高等学校)</p>
<p>(23) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(伊勢高等学校)</p>
<p>(24) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(伊勢工業高等学校)</p>
<p>(25) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(伊勢まなび高等学校)</p>
<p>(26) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(明野高等学校)</p>
<p>(27) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(南伊勢高等学校)</p>
<p>(28) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(鳥羽高等学校)</p>
<p>(29) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(志摩高等学校)</p>
<p>(30) 物件等で入札を中止したものが 6 件あった。</p>	<p>(水産高等学校)</p>
<p>(31) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(上野高等学校)</p>
<p>(32) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(伊賀白鳳高等学校)</p>
<p>(33) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(名張高等学校)</p>
<p>(34) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(尾鷲高等学校)</p>
<p>(35) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(木本高等学校)</p>
<p>(36) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。このうち、開札後に中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(盲学校)</p>
<p>(37) 物件等で入札を中止したものが 1 件あった。</p>	<p>(聾学校)</p>
<p>(38) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(稲葉特別支援学校)</p>
<p>(39) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(特別支援学校伊賀つばさ学園)</p>
<p>(40) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(特別支援学校北勢きらら学園)</p>
<p>(41) 物件等で入札を中止したものが 3 件あった。</p>	<p>(度会特別支援学校)</p>
<p>(42) 物件等で入札を中止したものが 2 件あった。</p>	<p>(特別支援学校東紀州くろしお学園)</p>
<p>講じた措置</p>	
<p>平成 26 年度</p>	
<p>1 実施した取組内容</p>	
<p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) 入札中止については、調達説明書や仕様書の記載や設定の不備、物件等調達システムの操作誤り、積算誤りなどが原因でした。各職員がシステムの操作方法等、関係する事務手続きについて再度確認するとともに、仕様書や積算書に誤りや見直す部分がないか、掲載前に職員間でチェックする体制の強化に努めました。また一部所属では、案件登録時のパソコン画面のハードコピーを複数の職員で確認し、入力ミスを防ぐためのチェック体制を確立しました。</p>	
<p>(8) 契約準備行為のため物件等電子調達システムにより公告をしましたが、見積合わせの実施日を当初予算(案)が議会で可決される日以前に設定していたことを出納局担当より指摘されたため中止しました。同様の中止がないように各職員がシステムの操作方法等、関係する事務手続きについて再度確認するとともに、契約準備行為の日程等に誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。</p>	

(9) 今回の入札中止案件については、仕様書に記載された設置場所について関係機関との協議が不十分であったことが原因でした。協議後に仕様を変更し再入札を行いました。事前に関係各機関等と十分な協議を行うとともに仕様書等の公告資料については複数職員でチェックする体制の強化に努めました。

(21) 中止については、仕様書の内容が詳細なものでないことが原因でした。今後は関係する事務手続きについて再度確認するとともに、仕様書に誤りがないか職員間でチェックする体制の強化に努めました。

2 取組の成果

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (9) (12) (13) (14) (15) (16) (18) (22) (23) (24) (31) (33) (35) (37) (39) (40) (41) (42) 取り組みを実施した結果、以降入札中止は発生していません。

(7) (10) (19) (20) (25) (26) (29) (30) (34) (36) (38) 取り組みを実施した結果、入札中止発生の抑制や、速やかに案件を取り下げてトラブルを事前に回避することができました。

(8) 取り組みに努めて、公告中の案件についても複数職員でチェックを行ったところ、仕様書の記載に誤りがあることに気づき、速やかに案件を取り下げて、トラブルを事前に回避することができました。

(11) (17) (27) (32) 注意喚起や再発防止の周知・徹底を行った結果、各職員のチェック意識の向上や、入札事務に対する意識の向上を図ることができました。

(21) 上記取組を実施しましたが、

① パソコンのバージョン情報の記載、スペック等の詳細がもれていたこと

② 同等品申請を「可」とすべきところを「否」としていたこと

により案件取止めが発生しました。こうしたことがないようにさらに注意して仕様書を職員間でチェックすることを再度確認し、その体制の強化に努めました。

(28) 「調達説明書と契約書（案）の契約金額が分かり難いところがある」との意見を受け、入札中止を1件実施しましたが、これはより正確な表現に改めたことによるものであり、記載誤りなど事務的ミスによる入札中止は発生していません。

平成 27 年度以降（取組予定等）

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) 今後も引き続き、決裁過程での職員間の相互チェック等によりミス削減に努めます。また、各職員が会計・契約事務の研修会に参加するなどし、関係する事務手続きに精通するよう努めるとともに、年度初めにも新旧担当者で再確認を行い、引継ぎが行われるよう努めます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>(イ) その他事務管理体制</p> <p>事務管理体制について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。(教職員課)</p> <p>(2) 所属が管理する県有自動車について、運転報告に所属の長の押印がなかった。</p> <p>(3) 所属が管理する県有自動車について、法定点検を行っていなかった。(高校教育課)</p> <p>(4) 所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。(特別支援教育課)</p> <p>(5) 所属が管理する県有自動車について、使用伺、運転報告に所属の長の押印がなかった。(人権教育課)</p> <p>(6) 金品亡失(損傷)報告書の提出が遅延しているものがあった。(北星高等学校)</p> <p>(7) 郵券証紙類出納簿の残数と現物の数が一致しないものがあった。(津商業高等学校)</p> <p>(8) 予算残額が不足しているにも関わらず執行されているものがあった。</p> <p>(9) 郵券証紙の使用枚数について財務会計システムへの登録を一部誤っていた。(水産高等学校)</p> <p>(10) 自家用車による出張の際に公務出張に使用する自家用車届出書の提出が遅延しているものがあった。(名張西高等学校)</p> <p>(11) 郵券証紙類について、平成 25 年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。(木本高等学校)</p> <p>(12) 金品亡失(損傷)報告書(確報)の提出が遅延していた。(稲葉特別支援学校)</p> <p>(13) 郵券証紙類について、平成 25 年度年間見込み使用量を誤ったことなどにより、年度末の在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあった。(特別支援学校伊賀つばさ学園)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年度定期監査結果報告については、教育委員会事務局各課長、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 26 年 10 月 29 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認し知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>平成 26 年 4 月 25 日に開催された県立学校事務職員協会・第 1 回事務長全員研修会において「平成 25 年度」、平成 26 年 12 月 16 日に開催された県立学校事務職員協会・第 3 回事務長全員研修会において「平成 26 年度」の定期監査結果のうち県立学校該当分の内容を精査し、項目別に分類して注意点や根拠となる規則等を記載した資料を配布・説明し、今後の事務改善の参考とするよう周知しました。</p> <p>教育委員会事務局における取組としては、予算編成及び執行に関する具体的な仕組みや事務処理について理解を深め、会計事務の適正化を図ることを目的に、事務局内において、教員籍の職員向けに予算経理事務に係る「手引き」を作成し、課単位の「予算経理出前講座」を開催しました。(令達編、経理編は、平成 26 年 6 月 6 日から 6 月 23 日まで 5 回開催。予算編は、平成 26 年 8 月 18 日から 9 月 8 日まで 6 回開催)。また、平成 26 年 12 月 11 日、18 日に出納局職員を講師とした事務局内職員向け会計事務研修「経理関係事務講座」を実施しました。</p> <p>県立学校への会計事務にかかる支援としては、平成 26 年 10 月 3 日から平成 26 年 11 月 26 日までの期間において予算経理課学校経理班用務に係る学校訪問の際、29 校(別校舎 1 校、分校 1 校含む)に対して過去 3 年間の監査指摘事項について、改善状況及び再発防止策の確認を行いました。さらに、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を目的とした「事務提要ウィキ(職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト)」にかかる管理・運営体制及び内容の充実に努めるため、県立学校事務職員協会の活動をサポートし、学校事務に関わる情報やノウハウの共有の促進に努めました。(予算経理課)</p> <p>個別の案件について具体的な対応については下記のとおりです。</p> <p>(1) (4) (5) 三重県県有自動車等管理規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、使用手続き及び運転報告に係る事務について、所属の長(現行では部局長を示す。)から課長等に権限を委任しました。また、県有自動車等使用伺・運転報告簿(第 3 号様式)の取扱いを徹底し、報告簿には当該県有自動車を管理する課長等の決裁(押印)が都度必要である旨、職員に周知しました。</p> <p>(2) 運転報告について所属長の押印の漏れがあったため、改めて押印しました。</p> <p>(3) 指摘のあった県有自動車については、平成 26 年 7 月 24 日付で法定点検を行いました。点検の結果、異常はありませんでした。</p> <p>(6) (12) 金品亡失(損傷)が発生した場合には、速やかに状況を把握し速報を提出するとともに、確報についても金額が判明次第遅滞なく提出するよう、周知徹底しました。</p> <p>(7) 郵券証紙類の在庫確認を一人で行っていたため、払出の際には、複数の職員が現物と出納簿が一致しているか確認を行うようにしました。</p> <p>(8) 予算が不足しているにも関わらず負担行為を実施していたことについては、必要な金額があるかどうか残額を都度確認し、適切な予算管理を実施するよう努めました。</p> <p>(9) 財務会計システムへの入力漏れがないように複数職員によるチェック体制を徹底しました。</p> <p>(10) 当該案件は、職員が年度が替わったことを失念し、「公務出張に使用する自家用車届出書」を校長に提出し承認されていると思い込み、自家用車による出張をしましたが、実際は当該年度について提出されていなかったことが原因で</p>

す。このことから、旅行命令の決裁時には「公務出張に使用する自家用車届出書」が提出され、承認がされているか決裁の過程でのチェックを複数の職員で行うことにしました。また、教職員に対し「県立学校教職員の自家用車による出張の承認等に関する基準の制定等について」について周知徹底を図りました。

(11) (13) 年度末の郵券証紙類在庫枚数が年度使用量に比べ多いものがあったことについては、見込みに基づき郵券証紙類を購入したが、想定よりも使用量が少なかったことが原因でした。今年度は月間使用量及び年間使用量を適切に把握し、物品管理の徹底を図っています。

2 取組の成果

(1) (2) (3) (4) (5) 以降、適切に処理を実施しています。

(6) 平成 26 年度における金品亡失発生案件について、適切に対応できました。

(7) 取り組みの結果、以降残数の不一致は発生していません。

(8) (9) 取り組みの結果、適正な処理が行われています。

(10) 以降、指摘のあった案件以外の旅行命令においても引き続き適正に処理するよう努めています。

(11) (13) 実績に見合った在庫数となっています。

(12) 平成 26 年度は、金品亡失（損傷）は発生していません。

平成 27 年度以降（取組予定等）

平成 27 年度以降も、会計事務について適切な事務処理を努めるとともに、少人数での会計事務処理を行っている県立学校等については、事務局によるきめ細かな支援体制を実施していきます。

また、会計事務については、複数職員によるチェックを実施するなど、事務処理誤りの防止に努め、会計規則等の再確認・周知を職員間で行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。
(予算経理課)

(1) (2) (3) (4) (5) 今後も三重県有自動車等管理規則等関係法令に則り適切な処理を実施します。また、次年度以降も、三重県有自動車等管理規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、年度当初に所属の長から課長等に使用手続き及び運転報告に係る管理事務の権限を委任し、適正な管理を実施するとともに、押印漏れのないよう努めます。

(6) (12) 引き続き金品亡失（損傷）が発生しないよう、周知徹底を図り、万が一発生した場合にも遅滞なく報告を行うよう徹底します。

(7) 今後も引き続き、複数職員による確認を行い、適切な事務処理に努めます。

(8) (9) 引き続き複数職員でチェックを行い、適正な予算管理、会計事務処理に努めます。

(10) 複数職員によるチェック体制により再発防止に努め、年度当初をはじめ、あらゆる機会を通じて教職員に制度の周知を行うなど、適切な事務処理に取り組んでいきます。

(11) (13) 引き続き、使用見込を立て、繰越数量が少なくなるよう計画的な購入に努めます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務 支出事務の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア その他支出事務</p> <p>(1) 前渡資金の払出しが遅延しているものがあった。</p> <p style="text-align: right;">(調整審査課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 払出し予定日に出金することを失念したため、払出しの遅れが生じたので、払出し予定日を複数人がカレンダーに記載するなどして支払の管理を徹底することにしました。</p> <p style="text-align: right;">(調整審査課)</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 払出し予定日の管理を徹底することにより適正な事務処理を図りました。</p> <p style="text-align: right;">(調整審査課)</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 払出し予定日の管理を徹底し、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(調整審査課)</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (服務規律の徹底)</p> <p>(1) 平成 25 年の懲戒処分については、前年の 3 人から大幅に増加し、10 人が処分されており、26 年においても 9 月 30 日現在で、既に 5 人が懲戒処分となっている。</p> <p>これらの事案は警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであることから、あらためてその原因を分析するとともに、法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に努められたい。</p> <p>また、犯罪統計原票の不適切な取り扱いにより、関係職員が書類送致されるという事案があったことから、今後はこのような事態が発生しないよう、管理を徹底するとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努められたい。 (警務部監察課、刑事部刑事企画課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p>
<p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 26 年中は、業務上の些細なミスを取り繕おうとして非違事案につながったものや組織的な業務管理が不十分であったため発生した非違事案がありました。また、私行上の事案では、法令違反や不相応な借財に絡む事案が発生していることから、これらの要因を分析し、業務管理の徹底及び非違事案の起こりにくい環境の構築と身上指導・把握の徹底のための取組として、下記施策を推進し、再発防止に努めました。</p> <p>(1) 三重県警察業務指導部会の開催 非違事案発生の原因を分析するとともに、非違事案の発生するリスクの高い業務領域について、協議・検討を行い、その結果を業務指導に反映させるなど予防監察の充実強化を図りました。</p> <p>(2) 懲戒処分事例の情報共有 全国及び県内で発生した懲戒処分等の事例を全所属で情報共有し、全職員に対する危機意識の醸成や職責を自覚させる教養を実施しました。</p> <p>(3) リカバリー教養の実施 業務上の小さな失敗から、それを取り繕おうとして大きな事案に発展することがないように、失敗は起こりうるものとの前提で、その際の対応を示した「失敗リカバリー教本」を積極活用し、小さなミスを組織として対応するよう教養を実施しました。</p> <p>(4) 非違事案の起こりにくい環境の構築 法改正等で既存のシステムでは業務が煩雑になり対応が困難となったものや、複数のシステムを統合することによって合理化・省力化が図れるものについて、システムの見直し、開発等を行い、業務負担の軽減を図り、非違事案の起こりにくい環境を構築しました。</p> <p>(5) 身上把握・指導に向けた教養 対応の難しい私行上の事案に対する取組として、幹部職員に対する面接技能向上資料を配布し、身上把握・指導の着眼点や相手の心情を引き出しやすい技能等の教養を実施しました。</p> <p>(6) 犯罪統計原票の不適正処理事案については、当該警察署に対する原因調査、全警察署に対する同様の不適正な取扱いの有無の確認のほか、再発防止に向けた取組として、統計業務に係るチェック体制の強化を図るとともに、全警察署に対する業務指導、各種会議における指示等を実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 26 年中の懲戒処分者数は 7 人で、前年と比較して 3 人の減少でありましたが、逮捕者 3 人を出すなど、警察に対する県民の信頼を著しく損ねるものであった状況を真摯に受け止め反省し、引き続き、職責の自覚や倫理観を醸成するソフト面での取組と非違事案の起こりにくい環境を構築するハード面での取組を推進します。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p>
<p>非違事案につながりやすい組織上の問題点を把握し、その是正や業務改善を行い、職員が働きやすい職場環境を構築することによって、県民の期待と信頼に応える強い警察を確立し、非違事案の絶無を図っていく必要があることから、下記施策を重点的に推進します。</p> <p>(1) 警察職員が高い規律と士気を保持して積極的に「県民のため」の活動にまい進することができる職場環境の確立に努めます。</p> <p>(2) 職員の指導・支援体制の構築等、多角的な身上把握・指導の強化に努めます。</p> <p>(3) 非違事案が起こりにくい環境を構築するため、部門横断的な情報共有に努めます。</p> <p>(4) 全警察署に対する継続した業務指導を実施し、統計業務の適正化を図るとともに、厳正な業務管理を徹底し、再発防止に取り組みます。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(2) 平成 25 年の刑法犯認知件数は 19,726 件で、17 年ぶりに 2 万件を下回り、前年に比べて 1,767 件、8.2%減少した。また、同年の刑法犯検挙率は 30.7%で、前年から 5.2 ポイント上昇するなど、一定の改善があった。</p> <p>しかし、平成 25 年の県民の身近で発生する街頭犯罪等の検挙率は 33.0%で、前年から 0.3 ポイント低下し、県民に強い不安を与える凶悪犯罪の検挙率も 70.8%で、前年から 2.2 ポイント低下していることから、県民が「安全・安心」を実感できる地域社会の実現に向け、今後より一層、地域や関係機関と連携し、犯罪の抑止と検挙率の向上に取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(生活安全部生活安全企画課、刑事部刑事企画課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が不安を感じる犯罪を把握し、地域ごとの犯罪発生状況をきめ細かく分析して地域の実態に即した犯罪抑止対策を実施するとともに、「三重県警察防犯の絆ネットワーク」等を活用し、犯罪発生情報等を自主防犯活動団体、自治体等へ積極的に提供するなど、情報発信活動の推進を図りました。 ・ 街頭犯罪のほか、子どもや女性に対する声掛け事案等を未然に防止することで安全な公共空間を確保し、地域住民の安心感の醸成を図ることを目的として街頭緊急警報装置を、これら犯罪等の多発地域である四日市市、津市、伊勢市に各 8 基を設置し、地域における安全性の向上を図りました。 <p>(2) 検挙率の向上</p> <p>県民に強い不安を与える凶悪犯罪等の早期・徹底検挙を図るため、組織の総合力を発揮した初動捜査活動や綿密な現場鑑識活動を実施するとともに、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査を推進しました。また、刑法犯認知件数の約 8 割を占め、県民の身近で発生する窃盗犯罪の捜査を専門とする捜査第三課を警察本部刑事部に新設し、体制の強化を図りました。</p> <p>(3) 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月 15 日の「特殊詐欺撲滅の日」を中心に、警察官や防犯ボランティア等が連携し、街頭における広報啓発活動や各地域での防犯講話、テレビ等の各種媒体を活用した注意喚起を実施しました。また、金融機関や宅配事業者等と連携した窓口における声掛け訓練を強化し、水際阻止に向けた取組を推進しました。 ・ 「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、特殊詐欺グループの実態解明・突き上げ捜査、口座開設詐欺、携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の取締り等を強力に推進しました。 <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年中の刑法犯認知件数は、17,550 件で前年比 2,176 件(-11.0%)と大幅に減少し、特殊詐欺認知件数も 103 件で前年比 4 件(-3.7%)と減少しました。 ・ 平成 26 年中の刑法犯の検挙率は、前年と同率の 30.7%であり、殺人、強盗等の凶悪犯罪の検挙率は 86.7%で、前年に比べ 15.9 ポイント上昇しました。一方、特殊詐欺事件については、実行犯 10 人、27 件を検挙しましたが、前年に比べ、検挙人員は 4 人、検挙件数は 7 件それぞれ減少しました。特殊詐欺を助長する犯罪については、口座開設詐欺等で 42 人、146 件を検挙し、前年に比べ、検挙人員は 11 人減少しましたが、検挙件数は 12 件増加しました。
平成 27 年度以降(取組予定等)
<p>1 犯罪の抑止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の安全・安心をより一層確保するため、地域ごとに発生する犯罪を的確に分析し、地域の実態に即した各種の犯罪抑止対策を実施するとともに、犯罪発生情報等を防犯ボランティア団体、自治体等へ積極的に発信し、地域住民等による自主的な防犯活動の活性化を図ります。 ・ 犯罪の発生状況や地域の実情等を踏まえ、犯罪抑止と早期検挙を目的として、犯罪が多発する地域及び繁華街等に街頭防犯カメラを整備し、地域における安全性の向上を図ります。 <p>2 検挙率の向上</p> <p>県民に強い不安を与える殺人、強盗等の凶悪犯罪、子ども・女性を対象とする犯罪及び侵入窃盗等の重要窃盗犯は、被害が拡大する前に早期かつ徹底して検挙する必要があります。引き続き、この種事案の発生時には、被疑者の現場検挙を目的とした初動捜査体制の早期確立、綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA型鑑定、各種捜査支援システム等を活用した科学捜査の推進等により、検挙率の向上に努めます。</p> <p>3 特殊詐欺撲滅のための被害防止対策の推進及び取締りの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢の被害者が多いことから、本人はもとより、家族等に対する防犯指導や広報啓発活動を推進するほか、金融機関、宅配事業者等と連携した水際対策を強化します。また、犯行に使用された口座や携帯電話等の犯行ツールに対する無力化措置を機敏かつ確実に実施し、被害の拡大防止に努めます。 ・ 平成 26 年中の県内における特殊詐欺の被害額は、約 6 億 3,140 万円と過去最悪を更新するなど、極めて憂慮すべき状況にあります。引き続き、「だまされた振り作戦」による実行犯(受け子、見張り役等)の検挙、突き上げ捜査等を強力に推進し、犯行拠点の摘発や犯行グループ中枢被疑者の検挙に努めるとともに、口座開設詐欺・携帯電話契約詐欺等の特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進します。

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生抑止)</p> <p>(3) 平成 25 年の交通事故死者数は 94 人と過去最少を記録し、また、人身事故件数についても、平成 17 年から 9 年連続で減少するなど、一定の改善があったものの、1 日当たり約 36 人の県民の方々が死傷するなど、依然として厳しい状況にある。</p> <p>県内における交通死亡事故の特徴である、高齢者交通事故死者の割合が高いこと、シートベルト非着用死者の割合が高いこと、飲酒運転の事故があとを絶たないことなどの実態を踏まえ、交通事故の発生抑止に、より一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部交通企画課)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 重点 4 S 対策等の推進 平成 25 年中の交通死亡事故の特徴をみると、死者数において高齢者が約半数、歩行者等交通弱者が約 4 割を占めるほか、四輪乗車中死者の約 4 割がシートベルト非着用であり、また、飲酒運転による死亡事故が 3 件発生したことから、引き続き、高齢者の事故防止、シートベルト着用促進、飲酒運転の根絶及び速度抑制^{ゼロ}を重点とした対策、いわゆる「重点 4 S 対策」を推進しました。特に、飲酒運転の根絶については、「三重県飲酒運転 0 をめざす条例」に基づき、飲酒運転者やその周辺者の取締りの強化を図るとともに、関係機関・団体等と連携して交通安全教育、広報啓発活動の一層の推進を図りました。</p> <p>(2) 交通事故抑止に資する取締りの推進 飲酒運転、速度超過、シートベルト非着用等の悪質・危険違反の指導取締りを重点的に推進したほか、交通事故多発時間帯及び路線における指導取締り、交通事故発生現場及びその周辺における事故情報の広報を兼ねた指導取締りなど、交通事故の発生実態に応じた取締りを引き続き推進しました。また、国道 23 号を始め主要幹線道路において、顕示効果の高い白バイ等による指導取締りを中心に積極的な街頭活動を実施しました。</p> <p>(3) 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 夜間における歩行者の交通事故死者 15 人中 14 人が夜光反射材を着用していなかったことから、あらゆる機会を通じて、「自動車、原動機付自転車の前照灯を上向きにしての走行とこまめな切り替え」、「夜光反射材の着用等の促進」等を重点とする「交通安全“見える・見せる”キャンペーン」を推進しました。また、歩行者・自転車利用者に対する新たな取組として、9 月 1 日から、松阪市嬉野地区を「夜光反射材着用促進重点地区」に指定するとともに、夜光反射材着用サポーター 30 人を委嘱することで、夜光反射材の着用徹底に向けた活動を集中的に実施しました。</p> <p>(4) 追突“ゼロ”作戦の推進 県内で発生した人身事故の 4 割強を占め、かつドライバー等の緊張感の欠如がもたらす最たる事故といえる追突事故の減少に重点を置いた「追突“ゼロ”作戦」を展開し、ドライバー等に緊張感を保持した運転をさせ、交通事故の総量抑制と交通事故による負傷者の減少を図りました。</p> <p>(5) 安全・安心な交通環境の整備 子どもや高齢者の交通事故防止に重点指向し、ゾーン 30 や学校周辺の通学路における横断歩道等の交通安全施設の整備を図りました。</p> <p>2 取組の成果 平成 26 年中の交通発生状況については、死亡事故件数は 109 件、死者数は 112 人で、前年比プラス 19 件・18 人と増加しましたが、人身事故件数 8, 100 件、負傷者数 10, 717 人で、前年比マイナス 1, 704 件・2, 168 人と大幅に減少しました。</p> <p>交通死亡事故については、高齢死者は 57 人（前年比プラス 8 人）、交通弱者（歩行中・自転車乗車中）が 54 人（前年比プラス 13 人）、四輪乗車中死者のシートベルト非着用が四輪乗車中の死者 38 人中 23 人（前年比プラス 6 人）、出会い頭による事故が 24 件（前年比プラス 12 件）、飲酒運転による事故（原付以上の第 1 当事者）が 89 件中 9 件（前年比プラス 6 件）であったことから、これらの実態を踏まえ、街頭活動や関係機関・団体との連携による広報啓発活動等各種対策に取り組んでいます。</p>
平成 27 年度以降（取組予定等）
<p>○ 交通死亡事故等抑止対策の一層の推進 第 9 次三重県交通安全計画が掲げる「平成 27 年までに交通事故死者数を 75 人以下とする」等の目標の達成に向け、関係機関・団体との連携による交通安全教育、広報啓発活動を始め、交通指導取締り等の街頭活動、交通安全施設の整備等総合的な交通死亡事故等抑止対策の一層の推進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「重点 4 S 対策の推進」、「追突“ゼロ”作戦」等の浸透 ・ 交通安全“見える・見せる”キャンペーンの推進 ・ 交通事故抑止に資する交通指導取締り等の推進 ・ 街頭における広報啓発活動の強化 ・ 安全で快適な交通環境の整備 ・ 飲酒運転 0（ゼロ）をめざす条例に基づく取組の推進

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分 収入未済額が平成 25 年度末現在 32,093,319 円（対前年度比 99.3%）あり、前年度と比べて 230,833 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生防止により一層努められたい。 (交通部交通指導課、警務部会計課)</p> <p>イ 地域機関分 収入事務について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 証紙収入において、調定金額を誤っていた。(鈴鹿警察署)</p> <p>(2) 証紙収入について、手数料名を誤って財務会計システムに入力していた。(亀山警察署)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分(財産の差押え)を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により、電話又は車両使用者宅の訪問による面接を実施し、放置違反金の納付の催促を行いました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対して、積極的に滞納処分を行い、放置違反金を強制徴収しました。</p> <p>(4) 元税務署員等を放置違反金サポート員として雇用し、未収となっている放置違反金の早期徴収に努めました。</p> <p>2 取組の成果 平成 25 年度末現在の放置違反金の未済額は、21,031,000 円でありましたが、上記取組等により、過年度分の未収金について、5,318,659 円(平成 27 年 3 月末：見込み)を回収するなど成果を上げました。</p> <p>【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】</p> <p>1 実施した取組内容 債務者は、損害賠償金の全額を納付できなかったことから、未収金(平成 27 年 3 月末現在見込み)となったものです。時効の中断の措置を執るなど、弁済額が滞らないように電話、面接、文書による催促を実施しました。</p> <p>2 取組の成果 引き続き、催促を実施して時効の中断を図るとともに、弁済が滞ることがないように努めます。</p> <p>【収入事務】</p> <p>1 実施した取組内容 証紙消印日表の誤記載や手数料名を誤りにより誤入力等をしてしまったもので、日々の証紙消印日表と収入証紙納付書との突合を行う際のチェック行為の重要性の再認識や手数料名について複数の職員による点検・確認を徹底し、チェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 各手続きの段階で複数職員による確実なチェック等を徹底し、適正な事務処理に努めたことにより、その後、同様の事案の発生はありません。</p>
<p>平成 27 年度以降（取組予定等）</p> <p>【放置違反金】 文書、電話及び訪問等による催促を一層強化し、併せて滞納処分による放置違反金の早期徴収を行い、収入未済額の減少と発生防止に努めます。</p> <p>【交通信号機及び交番に係る損害賠償金】 引き続き、催促等を実施するなど債務者の弁済が滞ることがないように努めます。</p> <p>【収入事務】 引き続き、複数職員による点検・確認を徹底し、更なるチェック機能の強化を図り、適正な収入事務の処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【桑名警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・ 契約伺い等に契約保証金に関する記載がなかった。 (桑名警察署)</p> <p>(2) 【四日市北警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (四日市北警察署)</p> <p>(3) 【鈴鹿警察署非常用電源設備保守点検業務委託】 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(4) 【鈴鹿警察署空調設備保守点検業務委託】 ・ 契約関係書類に暴力団排除条例等への対応に係る記載が不十分であった。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(5) 【熊野警察署自家用電気工作物保安管理業務委託】 ・ 委託料の半額を上期分として支払っていたが、契約書に分割払いの記載が漏れていた。 (熊野警察署)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【平成 25 年度中部管区内青年警察職員合宿研修】 ・ 旅費請求書に旅費の調整の根拠となる書類が添付されていなかった。 ・ 復命書の記載内容が不十分であった。 (四日市北警察署)</p> <p>ウ その他支出事務</p> <p>(1) 給料、諸手当の支給誤りにより歳出戻入を行っていた。 (会計課)</p> <p>(2) 後納郵便料金の支払いに際して、錯誤により歳出戻入を行っていた。 (会計課)</p> <p>(3) 前渡資金精算書に添付されている領収書のあて名及び購入品目が記載されていなかった。(四日市北警察署)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 26 年度</p> <p>【業務委託】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、契約書に「免除」と明示したものの、契約の締結伺いにおいて免除理由が欠落していたもので、(2)、(3)、(4)は、契約書に添付の仕様書に暴力団排除条例等への対応についての記載を失念したものです。 会計事務研修会の積極的な受講による知識の習得及び実務能力の向上を図るとともに、契約書及び仕様書の内容について、複数の職員により確認を行い、記載漏れのないようチェック機能の強化を図り、事務牽制体制を強化し再発防止に努めました。</p> <p>(5)は、委託契約書に分割払いの記載を失念したものです。平成 26 年 4 月から消費税率が変更 (5%から 8%) されることに伴い、同年 2 月に、契約の相手方と変更契約を実施した際、変更契約書に、分割払いについての内容を加えました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数の職員による確実なチェック機能の大切さが再認識されるとともに、会計事務に関する知識及び実務能力の向上が図られ、関係法令に基づいた適正な契約事務が推進されています。</p> <p>【旅費】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>県外で開催された研修への出張について、旅費請求書に添付すべき旅費の調整の根拠となる書類が他の簿冊に綴じてあり、復命書に旅行用務の疎明が不十分であったものです。職員に対し、疎明資料の添付及び確実な記載を徹底するとともに、担当者をはじめ、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>旅行実績を客観的に示すことにより、職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。</p> <p>【その他支出事務】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、給与報告時における職員番号の入力誤り等により給料、諸手当を誤って支給し歳出戻入を行い、(2)は、後納郵便の支払いに際し、錯誤により歳出戻入をおこなったもので、複数人による点検を行うなど、チェック機能の向上を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(3)は、職員が前渡資金で物品を購入した際、領収書のあて名及び購入品目の記載漏れを失念したものです。職員に対して関係規則に基づいた適正な領収書についての指導教養を実施し、再発防止に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>複数職員による確実なチェック機能の大切さが再認識され適正な事務処理が推進されています。</p>
<p>平成 27 年度以降 (取組予定等)</p>
<p>業務委託、旅費、その他支出事務とも、職員に対する継続した指導教養を実施するとともに、担当者をはじめ、複数職員によるチェック機能の強化に努め、適正な事務処理を推進します。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 財産管理等の状況</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 金品亡失(損傷)</p> <p>(1) 公用車の損傷(廃車:取得価格 3,131,200 円) (津警察署)</p>
講じた措置
<p>平成 26 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、荷物を搬入中、バックギアのままエンジンを始動させたため、車両が後退して庁舎の外壁に衝突し損傷したもので、運転状態にないため交通事故に該当しませんが、自動車の特性についての教養を含めた交通事故(公用車事故)に関する教養や県有物品の適切な保管管理についての教養を全体会議等により継続して実施しています。また、実際に車両を使つての教養及び走行訓練を随時実施し、技術的な向上に努めています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>職員の公有財産管理に対する意識の高揚及びチェック体制が強化されました。</p>
平成 27 年度以降(取組予定等)
引き続き公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、定期的な点検、管理等、適正な財産管理に努めます。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 事務管理体制</p> <p>(7) 工事、物件等における入札中止状況</p> <p>事務処理誤りにより入札を中止した事案が12件あったので、今後、チェック体制を強化し適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 工事等及び物件等で入札を中止したものが10件あった。 (会計課)</p> <p>(2) 物件等で入札を中止したものが1件あった。このうち、開札後に中止したものが1件あった。 (いなべ警察署)</p> <p>(3) 物件等で入札を中止したものが1件あった。 (津警察署)</p>
講じた措置
<p>平成26年度</p> <p>1 実施した取り組み内容</p> <p>(1)は、職員の認識不足による仕様変更と入札手続きの誤り等により案件を取り消したものであるが、仕様書の内容を担当者が十分確認し、複数人による点検を行うなど、チェック機能の向上を図り再発防止に努めました。</p> <p>(2)は、設計金額の誤計算により入札を中止したものです。複数の職員によるチェックを怠ったことに起因して発生したもので、複数の職員によるチェック機能の重要性を再認識させ、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>(3)は、電子調達システムによる見積り合わせの開札を行う際にシステム操作を誤ったため、再入札を行ったもので、開札作業時には、担当職員以外の職員を立ち合わせ作業のダブルチェックを行うなど、体制を強化しています。</p> <p>2 取組の結果</p> <p>担当者の知識技能のレベルアップが図られたほか、複数の職員による相互確認作業の結果、適正な事務手続きが推進されています。</p>
<p>平成27年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き担当者の知識技能のレベルアップ及び複数の職員によるチェック機能の強化を図り、適正な事務手続きを推進します。</p>

監査の結果	
2 財務等に関する意見	
(5) 交通事故	
公用車の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層、職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、交通事故防止の措置を講じられたい。	
(1) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 167,825 円・相手 0 円) (交通指導課)
(2) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 114,145 円・相手 0 円) (四日市北警察署)
(3) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 123,923 円・相手 0 円) (津警察署)
(4) 自損事故	(物損額：県 997,500 円) (津南警察署)
(5) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 145,891 円・相手 0 円) (伊勢警察署)
(6) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 1,240,740 円 (廃車：取得価格)・相手 418,947 円) (鳥羽警察署)
(7) 物損事故	(負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額：県 0 円・相手 282,500 円) (伊賀警察署)
(8) 自損事故	(物損額：県 1,657,950 円 (廃車：取得価格)) (名張警察署)
講じた措置	
<u>平成 26 年度</u>	
1 実施した取組内容	
警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、平成 26 年 12 月 31 日現在、四輪車 1,014 台、二輪車 260 台、合計 1,274 台に及んでいます。	
また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。	
交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に各種取組を推進しています。	
具体的には、	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用 ・ 交通事故を起こした職員を対象にした運転適正検査、運転技能訓練等の実施 ・ 30 歳の職員を対象にした運転技能チェック、シミュレーター検査等の実施 ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための事故事例を題材にした小集団討議の実施 ・ 運転技能訓練や同乗者安全誘導訓練等の実施 ・ 若手警察官に対する交通事故防止教養 	
などの施策を実施しています。	
2 取組の成果	
平成 26 年中の公用車による交通事故の発生件数が減少するなど、職員の交通事故防止の意識向上が図られたと認められます。	
<u>平成 27 年度以降 (取組予定等)</u>	
引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導・教養を鋭意推進するなど、交通事故防止対策を徹底します。	